

○国土交通省告示第二百二十一号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の構造方法を定める件（昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第百十二条第二十一項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）であつて、地階又は三階以上の階に居室を有するものにおいて、二以上の階に換気口等（空気吹出口又は空気吹込口をいう。以下同じ。）を有する同一系統の風道が、換気口等を有する階の直上の耐火構造等の防火区画である床を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。） 前号に定める構造方法</p> <p>三 (略)</p>	<p>建築基準法施行令第百十二条第二十一項に掲げる要件を満たす防火設備の構造方法は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 主要構造部を準耐火構造とし、かつ、地階又は三階以上の階に居室を有する建築物において、二以上の階に換気口等（空気吹出口又は空気吹込口をいう。以下同じ。）を有する同一系統の風道が、換気口等を有する階の直上の耐火構造等の防火区画である床を貫通する場合（二以上の階にわたり煙が流出するおそれのない場合その他避難上及び防火上支障がないと認められる場合を除く。） 前号に定める構造方法</p> <p>三 (略)</p>

（建築基準法施行令の規定に基づき工作物の築造面積の算定方法を定める件の一部改正）

第二条 建築基準法施行令の規定に基づき工作物の築造面積の算定方法を定める件（昭和五十年建設省告示第六百四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>建築基準法施行令第百三十八条第四項第二号に掲げる自動車車庫の用途に供する工作物で機械式駐車装置を用いるものの築造面積は、十五平方メートルに当該工作物に収容することができる自動車の台数を乗じて算定するものとする。</p>
改正前	<p>建築基準法施行令第百三十八条第三項第二号に掲げる自動車車庫の用途に供する工作物で機械式駐車装置を用いるものの築造面積は、十五平方メートルに当該工作物に収容することができる自動車の台数を乗じて算定するものとする。</p>

(準耐火構造の構造方法を定める件の一部改正)

第三条 準耐火構造の構造方法を定める件(平成十二年建設省告示第千三百五十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ（略）

二 令第七七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ（略）

三 令第七七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ、第三号ハ及びニ並びに第五号ニ及びホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第七七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ（略）

二 令第七七条の二第二号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ（略）

三 令第七七条の二に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ（略）

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ〜ホ (略)

四 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ (略)

五 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

ハ〜ヘ (略)

第二 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第三 令第七十七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 (略)

ハ〜ホ (略)

四 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ・ニ (略)

五 令第七十七条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の延焼のおそれのある部分以外の部分の構造方法にあっては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ〜ヘ (略)

第二 令第七十七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する柱の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第三 令第七十七条の二第一号及び第二号に掲げる技術的基準に適合する床の構造方法は、次に定めるもの(第三号に定める構造方法にあっては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

三・四 (略)

第四 令第七十二条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号からホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第七十二条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

ハ〜ヘ (略)

二 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三・四 (略)

第四 令第七十二条の二第一号に掲げる技術的基準に適合するはりの構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 (略)

第五 屋根の構造方法は、次に定めるもの(第一号からホまで及び第二号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。

一 令第七十二条の二第一号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する屋根(軒裏を除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

ハ〜ヘ (略)

二 令第七十二条の二第二号及び第三号に掲げる技術的基準に適合する軒裏(外壁によって小屋裏又は天井裏と防火上有効に遮られているものを除く。)の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部

要構造部の構造とすること。

ハ・ニ (略)

第六 令第一百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた特定主要構造部の構造とすること。

三 (略)

の構造とすること。

ハ・ニ (略)

第六 令第一百七条の二第一号に掲げる技術的基準に適合する階段の構造方法は、次に定めるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造又は法第二十七条第一項の規定による認定を受けた主要構造部の構造とすること。

三 (略)

（防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九十九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十四項に規定する三十分間防火設備</p> <p>二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法第二十一条第二項、建築基準法第六十一条第一項、令第八十八条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>三〇十一（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備</p> <p>二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>三〇十一（略）</p>

（特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件の一部改正）

第五条 特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域内における屋根の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第九條の九各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十二条に規定する屋根の構造（令第三百三十六條の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とする。</u></p> <p>第二 <u>令第九條の九第一号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十二条に規定する屋根の構造とすることとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第九條の八各号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十二条に規定する屋根の構造（令第三百三十六條の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものに限る。）とする。</u></p> <p>第二 <u>令第九條の八第一号に掲げる技術的基準に適合する屋根の構造方法は、建築基準法第六十二条に規定する屋根の構造とすることとする。</u></p>

（木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件の一部改正）

第六条 木造建築物等の外壁の延焼のおそれのある部分の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の十</u>に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第二 <u>令第百九条の十第二号</u>に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）<u>第百九条の九</u>に掲げる技術的基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>第二 <u>令第百九条の九第二号</u>に掲げる技術的基準に適合する非耐力壁である外壁の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>

（特定防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第七条 特定防火設備の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十二項に規定する七十五分間防火設備</p> <p>(削る)</p> <p>二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十一条第二項、建築基準法第六十一条第一項、建築基準法施行令(以下「令」という。)第百八条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>三 (略)</p> <p>八 令第九十九条第二項の規定により同条第一項の防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するもので、防火構造としたもの</p> <p>九 (略)</p>	<p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項に規定する七十五分間防火設備</p> <p>二 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二十一条第二項第二号に規定する構造方法を用いるもの又は同号の規定による認定を受けたもの(建築基準法施行令第九十九条の七第一号に規定する火災継続予測時間が一時間以上である場合に限り、同条第二号の国土交通大臣が定める面を有するものを除く。)</p> <p>三 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの</p> <p>四 (略)</p> <p>九 建築基準法施行令第九十九条第二項の規定により同条第一項の防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀その他これらに類するもので、防火構造としたもの</p> <p>十 (略)</p>

（非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件の一部改正）

第八条 非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（平成十二年建設省告示第千四百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第一項第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

(防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件の一部改正)

第九条 防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件(平成十二年建設省告示第千四百十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>防火上支障のないエレベーターの籠及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の六第二号に規定する防火上支障のないエレベーターの籠は、次の各号のいずれかに該当するエレベーターの籠とする。</p> <p>一 主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）以外の建築物に設けるもの</p> <p>二～四 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>防火上支障のないエレベーターのかご及び昇降路並びに小荷物専用昇降機の昇降路を定める件</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の六第二号に規定する防火上支障のないエレベーターのかごは、次の各号のいずれかに該当するエレベーターのかごとする。</p> <p>一 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの</p> <p>二～四 （略）</p>

（排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件の一部改正）

第十条 排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分を決める件（平成十二年建設省告示第千四百三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下の建築物（令第一百十条の五に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの）に限り、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの（以下「特定配慮特殊建築物」という。）を除く。（の部分であつて、各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないもの）に限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられているもの</p> <p>(1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第一百五十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）（入所する者の使用するものに限る。）の用途に供するもの</p> <p>(2) 令第二百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる用途に供するもの</p> <p>ハ 階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下の建築物（令第一百十条の五に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの）に限り、特定配慮特殊建築物を除く。）の部分（当該</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の二第一項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次のイからホまでのいずれかに該当する建築物の部分</p> <p>イ （略）</p> <p>（新設）</p>

（新設）

部分以外の部分と間仕切壁又は令第一百二十二条第十二項に規定する十分間防火設備（当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合にあつては、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。））で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。）で、次に掲げる基準に適合する部分

(1) 床面積が五十平方メートル（天井の高さが三メートル以上である場合にあつては、百平方メートル）以内であること。

(2) 各居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第一百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が二十五メートル以下であること。

ニ

避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。））以外の建築物の部分の全てが令第一百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイからハまで及びホからトまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）

(1) 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。

(一) 法別表第一(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供するもの

(二) 児童福祉施設等（入所する者の利用するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、展示場又は飲食店の用途に供するもの

ロ

避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分（当該基準に適合する当該階の部分（以下「適合部分」という。））以外の建築物の部分の全てが令第一百二十六条の二第一項第一号から第三号までのいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第二項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。）

(1) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等（令第一百五十五条の三第一項第一号に規定する児童福祉施設等をいい、入所する者の使用するものを除く。）、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。

(新設)

(新設)

(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

ホ

(略)

高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一イ欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(1)又は(2)のいずれか、居室にあつては(3)から(5)まで（特定配慮特殊建築物の居室にあつては、(4)又は(5)）のいずれかに該当するもの（削る）

(削る)

(削る)

(削る)

(1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、

(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。

ハ

(略)

高さ三十一メートル以下の建築物の部分（法別表第一イ欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。）で、室（居室を除く。）にあつては(一)又は(二)に、居室にあつては(三)又は(四)に該当するもの

(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

(二) 床面積が百平方メートル以下で、令百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの

(三) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

(四) 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

(新設)

かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの

(2) 床面積が百平方メートル以下で、令百二十六条の二第一項に掲げる防煙壁により区画されたもの

(3) 床面積が五十平方メートル（天井の高さが三メートル以上である場合にあつては、百平方メートル）以内で、当該部分以外の部分と準耐火構造の間仕切壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備（当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合にあつては、間仕切壁又は令百十二条第十二項に規定する十分間防火設備）で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されていること。

(4) 床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるものによつて区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの

(5) 床面積が百平方メートル以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造つたもの

ト|| (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ホ|| (略)

（火災の発生のおそれの少ない室を定める件の一部改正）

第十一条 火災の発生のおそれの少ない室を定める件（平成十二年建設省告示第千四百四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改正後</p>	<p>建築基準法施行令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>改正前</p>	<p>建築基準法施行令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室は、次の各号のいずれかに該当するもので、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

（建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件の一部改正）

第十二条 建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件（平成十八年国土交通省告示第千百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の四の二第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの（以下「対象建築材料」という。）に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>一 次のイからへまでに適合する方法により対象建築材料を囲い込む措置</p> <p>イゝへ（略）</p> <p>二 次のイからニまでに適合する方法により対象建築材料に添加された石綿を封じ込める措置</p> <p>イゝハ（略）</p> <p>ニ 前号ニからへまでに適合すること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十七条の四の三第三号の規定に基づき、建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第一号及び第二号に適合しない建築材料であつて、人が活動することが想定される空間に露出しているもの（以下「対象建築材料」という。）に対して、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>一 次のイからへに適合する方法により対象建築材料を囲い込む措置</p> <p>イゝへ（略）</p> <p>二 次のイからニに適合する方法により対象建築材料に添加された石綿を封じ込める措置</p> <p>イゝハ（略）</p> <p>ニ 第一号ニからへまでに適合すること。</p>

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部
改正）

第十三条 確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件
（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第一号様式（第一第一号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
(略)			
法第36条	(略)		
令第109条の2の2	主要構造部を準耐火構造とした建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）の層間変形角		
(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	
令第5章の4第2節	昇降機		
施行規則第8条の4	主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分の位置等の表示		
(略)			

改正前

第一号様式（第一第一号関係）

(い)		(ろ)	(は)
条項	見出し		
(略)			
法第36条	(略)		
令第109条の2の2	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変形角		
(略)	(略)	<input type="checkbox"/>	
令第5章の4第2節	昇降機		
(略)			

(略)			
法第 86条 の7	令第137条の2	構造耐力関係	
	令第137条の2の2	大規模の建築物の主要構造部等関係	
	令第137条の2の3	屋根関係	
	令第137条の2の4	外壁関係	
	令第137条の2の5	大規模の木造建築物等の外壁等関係	
令第137条の3	防火壁及び防火床関係		
(略)			
令第137条の4の2	石綿関係		
(略)			
令第137条の6	非常用の昇降機関係		
令第137条の6の2	階段等関係		

(略)			
法第 86条 の7	令第137条の2	構造耐力関係	
	令第137条の3	防火壁関係	
(略)			
令第137条の4の3	石綿関係		
(略)			
令第137条の6	非常用の昇降機関係		

令第137条の6の3	敷地内の避難上及び消火上に必要な通路関係		
令第137条の6の4	防火壁及び防火区画関係		
(略)			
令第137条の10	防火地域関係		
令第137条の11	準防火地域関係		
令第137条の11の2	防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根関係		
令第137条の11の3	特定防災街区整備地区関係		
(略)			
(略)			
令第108条の4	耐火建築物の特定主要構造部に関する技術的基準	<input type="checkbox"/>	
令第128条の7	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準	<input type="checkbox"/>	

(略)			
令第137条の10	防火地域及び特定防災街区整備地区関係		
令第137条の11	準防火地域関係		
(略)			
(略)			
令第108条の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準	<input type="checkbox"/>	
令第128条の6	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準	<input type="checkbox"/>	

		の適用			
(略)					

第四号様式 (第二一号関係)

		(い)		(は)	
条項	見出し	(ろ)	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条 (略)					
令第5章の4 第2節		昇降機		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施行規則第8条の4		主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分の位置等の表示		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(略)					
(略)					
法第86条の7		令第137条の2	構造耐力関係		
令第137条の2		大規模の建築物の主要構造部等関係			

		の適用			
(略)					

第四号様式 (第二一号関係)

		(い)		(は)	
条項	見出し	(ろ)	目視検査	動作確認	
(略)					
法第36条 (略)					
令第5章の4 第2節		昇降機		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(略)					
(略)					
法第86条の7		令第137条の2	構造耐力関係		

令第137条の 2の3	屋根関係	
令第137条の 2の4	外壁関係	
令第137条の 2の5	大規模の木造建築物等 の外壁等関係	
令第137条の 3	<u>防火壁及び防火床</u> 関係	
(略)		
令第137条の 4の2	石綿関係	
(略)		
令第137条の 6	非常用の昇降機関係	
令第137条の 6の2	階段等関係	
令第137条の 6の3	敷地内の避難上及び消 火上必要な通路関係	
令第137条の	防火壁及び防火区画関	

令第137条の 3	<u>防火壁</u> 関係	
(略)		
令第137条の 4の3	石綿関係	
(略)		
令第137条の 6	非常用の昇降機関係	

6の4	係		
(略)			
令第137条の10	防火地域関係		
令第137条の11	準防火地域関係		
令第137条の11の2	防火地域及び準防火地域内の建築物の屋根関係		
令第137条の11の3	特定防災街区整備地区関係		
(略)			
(略)			
(略)			
令第108条の4	耐火建築物の <u>特定主要構造部</u> に関する技術的基準	<input type="checkbox"/>	
令第128条の7	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用	<input type="checkbox"/>	

(略)			
令第137条の10	防火地域及び特定防災街区整備地区関係		
令第137条の11	準防火地域関係		
(略)			
(略)			
(略)			
令第108条の3	耐火建築物の <u>主要構造部</u> に関する技術的基準	<input type="checkbox"/>	
令第128条の6	避難上の安全の検証を行う区画部分に対する基準の適用	<input type="checkbox"/>	

(略)

(略)

（間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件の一部改正）

第十四条 間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件（平成二十六年国土交通省告示第八百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令百十二条第四項及び百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積が百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限り、避難上支障がない部分に感知器を設けないものを含む。）を設けたものに限る。）で、次のイ又はロのいずれかに該当する部分
- イ 各居室から直接屋外への出口等（屋外への出口若しくは避難上有効なバルコニーで、道若しくは道に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路その他の空地に面する部分又は準耐火構造の壁若

改正前

建築基準法施行令百十二条第四項及び百十四条第二項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限り、避難上支障がないものを含む。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。）

- 一 各居室から直接屋外への出口等（屋外への出口若しくは避難上有効なバルコニーで、道若しくは道に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路その他の空地に面する部分又は準耐火構造の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備で区画されている他の部分をいう。以下同じ。）へ避難することができること。

（新設）

しくは建築基準法第二号の二に規定する防火設備で区画されている他の部分をいう。以下同じ。）へ避難することができること。

ロ 各居室の出口（各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下

その他の通路（以下「通路」という。）に通ずる出口に限る。）

から屋外への出口等の一に至る歩行距離が八メートル（各居室及び通路の壁（各居室の壁にあつては、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料とした場合又は建築基準法施行令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとした場合は、十六メートル）以下であつて、各居室と通路とが間仕切壁及び戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除き、常時閉鎖した状態にあるか、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）で区画されていること。

二 床面積が二百平方メートル以下の階又は床面積二百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法第二号の二に規定する防火設備で区画されている部分で、消火上有効な措置が講じられている部分

（新設）

二 各居室の出口（各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路（以下「通路」という。）に通ずる出口に限る。）から屋外への出口等の一に至る歩行距離が八メートル（各居室及び通路の壁（各居室の壁にあつては、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料とした場合又は建築基準法施行令第二百二十八条の五第一項第一号に掲げる仕上げとした場合は、十六メートル）以下であつて、各居室と通路とが間仕切壁及び戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除き、常時閉鎖した状態にあるか、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）で区画されていること。

（建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件の一部改正）

第十五条 建築基準法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成二十

七年国土交通省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地が当該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）若しくは法第三章若しくは令第二百二十条第一項若しくは令第二百二十六条の四第一項（これらの規定中令第一百六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。</p> <p>4 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新築の工事又は第三に定める工事が完了していない場合において仮使用の認定の申請が行われた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物及びその敷地がそれぞれ当該各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）若しくは法第三章若しくは令第二百二十条第一項若しくは令第二百二十六条の四（これらの規定中令第一百六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。</p> <p>4 (略)</p>

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第十六条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）

(一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限

改正前

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。

イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) 次の(一)から(三)までに掲げる固有特定避難時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）

(一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限

る。以下この(一)及び(ii)(一)において同じ。) (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁 (法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (一)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造 (令和元年国土交通省告示第九十九号第一第八項に規定する二時間準耐火構造をいう。以下同じ。)

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造 (令和元年国土交通省告示第九十九号第一第九項に規定する九十分準耐火構造をいう。以下同じ。)

(四) 七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 七十五分間準耐火構造 (令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。以下同じ。)

(ii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める構造の壁 (その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。)

。以下この(一)及び(ii)(一)において同じ。) (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁 (法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) の構造方法を用いる構造

(新設)

(二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (一)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(三) 七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げるもの

(i) (i)に定める構造

(ii) 七十五分間準耐火構造 (令和元年国土交通省告示第九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。以下同じ。)

(ii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(四)までに定める構造の壁 (その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。)

- (一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 - (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (一)に定める構造
 - (ロ) 二時間準耐火構造
 - (三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (二)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
 - (ロ) 九十分間準耐火構造
 - (四) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (三)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
 - (ロ) (略)
 - (五) 六十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (四)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造
 - (ロ) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ
 (3) (5)
 (略)

- (一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
 (新設)
 - (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (一)に定める構造
 - (ロ) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
 - (三) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (二)に定める構造
 - (ロ) (略)
 - (四) 六十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの
 - (イ) (三)に定める構造
 - (ロ) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一第一号イ若しくはニ又は第三号イ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

ロ
 (3) (5)
 (略)

ホ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられていること。

（新設）
法第二十七条第四項の規定により火熱遮断壁等（令第九百九条の八に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。）により分離された建築物の部分を一の建築物とみなして法第二十七条第一項の規定を適用する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 当該火熱遮断壁等が階段室に該当しないこと。
- (2) 当該部分が令第二百二十一条の規定に適合すること。

二〇四（略）

2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（

ホ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられていること。

（新設）

二〇四（略）

2 前項及び第七項の「避難時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材を用いた建築物（以下この項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部簡条三又は直交集成板の日本農林

平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号) 第二条第二項に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。) を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という。) が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という。) であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-1) 接合部のうち木材で造られた部分の片側(当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。) の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。) から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(i) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(以下「接着剤」という。) として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂(以下「フェノール樹脂等」という。) を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る)、構造用単板積層材を使用する場合にあつては、当該構造用単板積層材(二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分)の厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によ

規格(平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号) 箇条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項において同じ。) を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分(以下この項において「取合い等の部分」という。) が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造(以下この項において「炎侵入防止構造」という。) であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-1) 接合部のうち木材で造られた部分の片側(当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。) の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。) から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(i) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(以下単に「接着剤」という。) として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂(以下「フェノール樹脂等」という。) を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によつて計算した値

って計算した値

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしる深さ(単位 センチメートル)

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材(二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分)の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしる深さ(単位 センチメートル)

k_c 次の表の上欄に掲げる補正固有特定避難時間間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしる深さ(単位 センチメートル)

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしる深さ(単位 センチメートル)

k_c 次の表の上欄に掲げる補正固有特定避難時間間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六

九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	一・〇

$t_{r,eq(nc)}$
補正固有特定避難時間（単位 分）

(二)・(三) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)の

九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	一・〇

$t_{r,eq(nc)}$
補正固有特定避難時間（単位 分）

(二)・(三) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

（新設）

（新設）

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)の

いずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（以下「組積造の建築物等」という。）の耐力壁にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一一号ホに定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（以下「組積造の建築物等」という。）の耐力壁にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあっては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ii)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。

。） 次に掲げる式によって計算した値

又は口のいずれかに該当する構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ii)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。

。） 次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t1} 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t1} 厚さ(単位 センチメートル)

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあっては当該構造用単板積層材(二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分)の厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ロ)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t2} 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t2} 厚さ(単位 センチメートル)

k_c 前号イ(1)(i)-(ロ)に規定する炭化速度係数

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定

$$D_{t1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t1} 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t1} 厚さ(単位 センチメートル)

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ロ)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{r,eq(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t2} 、 k_c 及び $t_{r,eq(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t2} 厚さ(単位 センチメートル)

k_c 前号イ(1)(i)-(ロ)に規定する炭化速度係数

$t_{r,eq(nc)}$ 補正固有特定避難時間(単位 分)

- (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定

避難時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる

構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の非耐力壁にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

避難時間以上である建築物の非耐力壁（外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる

構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号二に定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の非耐力壁にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 二時間準耐火構造
- (3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 九十分間準耐火構造
- (4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)
- (5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- 造
- (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 一時間準耐火基準に適合する構造
- 三 柱 次に掲げる基準
- イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあって

- (1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造
- (3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)
- (4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- 造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハのいずれかに定める構造方法を用いる構造
- 三 柱 次に掲げる基準
- イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあって

は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超える、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(四)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iv)又は(五)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

は、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の柱にあつては、次の(1)から(6)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(6)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)

(3) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 二時間準耐火構造

(4) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(5) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(6) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (5)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等の柱にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)
(新設)

(3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 耐火構造（三時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）又は組積造の建

(1) (略)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)に定める構造

(ii) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第三第四号に定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）又は組積造の建

建築物等の床にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超える、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(4) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

五
はり
次に掲げる基準

建築物等の床にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(2) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)

(3) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第三第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

五
はり
次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超える、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超える、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(iii)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物のはり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超える、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

- (一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等のはりにあつては、次の(1)から(6)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(6)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1)・(2) (略)
- (3) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 二時間準耐火構造

- (4) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 九十分間準耐火構造

- (5) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)

- (6) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (5)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

六 軒裏 次に掲げる基準

- (一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第三号イから二までに掲げる基準に適合する構造

ロ 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）又は組積造の建築物等のはりにあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1)・(2) (略)
- (新設)

- (3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。）

- (4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)

- (5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イから二までに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（面戸板（野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に設けたものに限る。）を設けた場合にあっては、軒裏又は面戸板。）（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)から(iv)までに掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、当該(i)から(iv)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる補正固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれがある部分に限る。以下この(i)及びロ(1)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有特定避難時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

（新設）

（新設）

(2) 九十分間準耐火構造

(iii) 七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

ロ 木造建築物の軒裏(イに規定するものを除く。)又は組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(iii) 七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

ロ 木造建築物の軒裏(イに規定するものを除く。)又は組積造の建築物等の軒裏にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有特定避難時間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(新設)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第二号イ又はロのいずれかに該当する構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

3 第一項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの）に限り、シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。第六項において同じ。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有特定避難時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項又は令第一百八条の三第一号若しくは令第九十九条の七第一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 九十分間防火設備（令和元年国土交通省告示第九十三号第一項に規定する九十分間防火設備をいう。第六項において同じ。）

(削る)

(削る)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第五第二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

3 第一項の「特定避難時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有特定避難時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたもの）に限り、シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。第六項において同じ。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有特定避難時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号ロに適合する構造方法を用いる防火設備

- ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備
- ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火設備

(削る)

三 六十分を超え、七十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 七十五分間防火設備 (令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十二項に規定する七十五分間防火設備をいう。第六項において同じ。)

四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 四十五分間防火設備 (令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十二項に規定する四十五分間防火設備をいう。第六項において同じ。)

4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(c)} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} t_r$$

この式において、 $t_{r,eq(c)}$ 、 α 及び t_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{r,eq(c)}$ 固有特定避難時間 (単位 分)

α 次の式によって計算した当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

$$\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{q_b}{\sqrt{\sum(A_i I_i)} \sqrt{f_{op}}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$$

この式において、 α_i 、 q_b 、 A_i 、 I_i 及び f_{op} は、それぞれ次

ホ 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

三 六十分を超え、七十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 七十五分間防火設備 (令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項に規定する七十五分間防火設備をいう。)

四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 令第十四条第五項において読み替えて準用する令第一百二十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4 前各項の「固有特定避難時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{r,eq(c)} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} t_r$$

この式において、 $t_{r,eq(c)}$ 、 α 及び t_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{r,eq(c)}$ 固有特定避難時間 (単位 分)

α 次の式によって計算した当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

$$\alpha_i = \max \left\{ 1280 \left(\frac{q_b}{\sqrt{\sum(A_i I_i)} \sqrt{f_{op}}} \right)^{2/3}, 460 \right\}$$

この式において、 α_i 、 q_b 、 A_i 、 I_i 及び f_{op} は、それぞれ次

の数値を表すものとする。

α_i 当該建築物の各室における火災温度上昇係数

q_b 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第二に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量（単位メガワット）

A_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の表面積（単位平方メートル）

I_i 次の式によって計算した当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性（単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2}）

この式において、 I_i 、 k 、 ρ 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性（単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2}）

k 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱伝導率（単位 一メートルケルビンにつきキロワット）

ρ 当該室の壁、床及び天井の各部分の密度（単位 一立方メートルにつきキログラム）

c 当該室の壁、床及び天井の各部分の比熱（単位 一キログラムケルビンにつきキロジュール）

f_{op} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一号

イ(2)に規定する有効開口因子（単位 メートル^{2/2}）

次の式によって計算した実特定避難時間（単位 分）

$$t_r = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{search} + t_{treat}$$

の数値を表すものとする。

α_i 当該建築物の各室における火災温度上昇係数

q_b 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第二に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量（単位メガワット）

A_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の表面積（単位平方メートル）

I_i 次の式によって計算した当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性（単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2}）

この式において、 I_i 、 k 、 ρ 及び c は、それぞれ次の数値を表すものとする。

I_i 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱慣性（単位 一平方メートルケルビンにつきキロワット秒^{1/2}）

k 当該室の壁、床及び天井の各部分の熱伝導率（単位 一メートルケルビンにつきキロワット）

ρ 当該室の壁、床及び天井の各部分の密度（単位 一立方メートルにつきキログラム）

c 当該室の壁、床及び天井の各部分の比熱（単位 一キログラムケルビンにつきキロジュール）

f_{op} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一号

イ(2)に規定する有効開口因子（単位 メートル^{2/2}）

次の式によって計算した実特定避難時間（単位 分）

$$t_r = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{search} + t_{treat}$$

この式において、 t_r 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{search} 及び $t_{retreat}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_r 実特定避難時間 (単位 分)

t_{escape} 次の式によって計算した在館者避難時間 (単位 分)

$$t_{escape} = t_{escape(w)} + t_{escape(c)}$$

この式において、 t_{escape} 、 $t_{escape(w)}$ 及び $t_{escape(c)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{escape} 在館者避難時間 (単位 分)

$t_{escape(w)}$ 次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間のうち最大のもの (単位 分)

$$t_{escape(w)} = \frac{L}{v}$$

この式において、 $t_{escape(w)}$ 、 L 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(w)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間 (単位 分)

L 当該部分から地上への出口の一に至

この式において、 t_r 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{search} 及び $t_{retreat}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_r 実特定避難時間 (単位 分)

t_{escape} 次の式によって計算した在館者避難時間 (単位 分)

$$t_{escape} = t_{escape(w)} + t_{escape(c)}$$

この式において、 t_{escape} 、 $t_{escape(w)}$ 及び $t_{escape(c)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{escape} 在館者避難時間 (単位 分)

$t_{escape(w)}$ 次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間のうち最大のもの (単位 分)

$$t_{escape(w)} = \frac{L}{v}$$

この式において、 $t_{escape(w)}$ 、 L 及び v は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(w)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する歩行時間 (単位 分)

L 当該部分から地上への出口の一に至

v する歩行距離（単位メートル）
 v 当該部分の用途、建築物の部分の種類及び避難の方向に応じ、次の表に定める歩行速度（単位メートル毎分）

規定 する 当該	号に 合（ 廊下	第一 育す 保育室	の三 を保	五 幼 五 幼 五 幼	百十 ない	令第 満た	等（ 満二	施設 満二	福祉 又は	児童 乳児	児童 乳児	劇場、映画 館、演芸場 、観覧場、 公会堂、集 会場その他 これらに類 する用途	階段		建築物 の部分 の種類	避難 の方 向	歩行 速度
													階段	階段			
八	十二								五	二		三十	下り	上り			

v する歩行距離（単位メートル）
 v 当該部分の用途、建築物の部分の種類及び避難の方向に応じ、次の表に定める歩行速度（単位メートル毎分）

規定 する 当該	号に 合（ 廊下	第一 育す 保育室	の三 を保	五 幼 五 幼 五 幼	百十 ない	令第 満た	等（ 満二	施設 満二	福祉 又は	児童 乳児	児童 乳児	劇場、映画 館、演芸場 、観覧場、 公会堂、集 会場その他 これらに類 する用途	階段		建築物 の部分 の種類	避難 の方 向	歩行 速度
													階段	階段			
八	十二								五	二		三十	下り	上り			

児童福祉施設を以てするに供する				児童福祉施設を以てするに供する			
乳児又は二歳未満の児童	二歳以上六歳未満の児童	六歳以上の児童	その他	乳児又は二歳未満の児童	二歳以上六歳未満の児童	六歳以上の児童	その他
			その他				その他
	下り	上り					
	六	五・四	十五				三十

児童福祉施設を以てするに供する				児童福祉施設を以てするに供する			
乳児又は二歳未満の児童	二歳以上六歳未満の児童	六歳以上の児童	その他	乳児又は二歳未満の児童	二歳以上六歳未満の児童	六歳以上の児童	その他
			その他				その他
	下り	上り					
	六	五・四	十五				三十

児童福祉施設、診療所及び 途（病院、 に類する用 の他これら 、ホテルそ は共同住宅 する用途又 これらに類 示場その他 百貨店、展	合以外の場合（当該用途に供する階が五階以下の階である場合に限り。）		
	階段		
	その他 の部分	下り	上り
	三十	十二	九

児童福祉施設、診療所及び 途（病院、 に類する用 の他これら 、ホテルそ は共同住宅 する用途又 これらに類 示場その他 百貨店、展	合以外の場合（当該用途に供する階が五階以下の階である場合に限り。）		
	階段		
	その他 の部分	下り	上り
	三十	十二	九

設等を除く 。)	学校（幼保 連携型認定 こども園を 除く。）、 事務所その 他これらに 類する用途	階段		
		上り	下り	
	その他 の部分	十二	十六	三十 九

$t_{escape(c)}$

次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{escape(ci)} = \frac{P}{R}$$

この式において、 $t_{escape(ci)}$ 、P及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(ci)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間（単位 分）

P 次の式によって計算した当該階段を経由して避難する者（以下「避難者」という。）の数（単位 人）

設等を除く 。)	学校（幼保 連携型認定 こども園を 除く。）、 事務所その 他これらに 類する用途	階段		
		上り	下り	
	その他 の部分	十二	十六	三十 九

$t_{escape(c)}$

次の式によって計算した当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{escape(ci)} = \frac{P}{R}$$

この式において、 $t_{escape(ci)}$ 、P及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{escape(ci)}$ 当該建築物の各部分から地上までの避難を終了するまでに要する各階段における滞留時間（単位 分）

P 次の式によって計算した当該階段を経由して避難する者（以下「避難者」という。）の数（単位 人）

$$P = \sum p A_{area}$$

この式において、P、p及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 在室者の数(単位 人)

p 次の表の上欄に掲げる避難者の存する居室の種類に応じ、それぞれ同表下欄に定める在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

居室	住宅以外の建築物における寝室	住宅の居室	
		固定ベットの面	固定ベットの床面積を除外した
○・七	○・一	○・一	○・一
○・七	○・一	○・一	○・一

$$P = \sum p A_{area}$$

この式において、P、p及び A_{area} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

P 在室者の数(単位 人)

p 次の表の上欄に掲げる避難者の存する居室の種類に応じ、それぞれ同表下欄に定める在館者密度(単位 一平方メートルにつき人)

居室	住宅以外の建築物における寝室	住宅の居室	
		固定ベットの面	固定ベットの床面積を除外した
○・七	○・一	○・一	○・一
○・七	○・一	○・一	○・一

展示場その他これに類するもの	居室 途に供 する用 らに類 他これ 場その 、集会 公会堂 覧場、 場、観 、演芸 、映画館 劇場、	飲食室	百貨店 又は物 品販売 業を営 む店舗	売場の 部分	〇・五
	その他 の場合		固定席 の場合	売場に 附属す る通路 の部分	
〇・五	一・五	〇・七	五	座席数 を床面 積で除 した数 値	

展示場その他これに類するもの	居室 途に供 する用 らに類 他これ 場その 、集会 公会堂 覧場、 場、観 、演芸 、映画館 劇場、	飲食室	百貨店 又は物 品販売 業を営 む店舗	売場の 部分	〇・五
	その他 の場合		固定席 の場合	売場に 附属す る通路 の部分	
〇・五	一・五	〇・七	五	座席数 を床面 積で除 した数 値	

児童福祉施設等 (保育所及び幼 保連携型認定こ ども園を除き、 通所のみにより 利用されるもの に限る。)の用 途に供する居室	保育所 又は幼 保連携 型認定 こども 園の用 途に供 する居 室		乳児又 は満二 歳に満 たない 幼児を 保育す る用途 に供す る場合	その他 の場合
				○・六

A_{area} 避難者の存する居室の床面積 (単位 平方メートル)

R 次の式によって計算した当該階段における流動量 (単位 一分につき人)

$$R = \min(90D_{co}, R_d, R_{sf})$$

この式において、 R 、 D_{co} 、 R_d 及び

児童福祉施設等 (保育所及び幼 保連携型認定こ ども園を除き、 通所のみにより 利用されるもの に限る。)の用 途に供する居室	保育所 又は幼 保連携 型認定 こども 園の用 途に供 する居 室		乳児又 は満二 歳に満 たない 幼児を 保育す る用途 に供す る場合	その他 の場合
				○・六

A_{area} 避難者の存する居室の床面積 (単位 平方メートル)

R 次の式によって計算した当該階段における流動量 (単位 一分につき人)

$$R = \min(90D_{co}, R_d, R_{sf})$$

この式において、 R 、 D_{co} 、 R_d 及び

R_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R 当該階段における流動量（単位 一分につき人）

D_{co} 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小のもの（単位 メートル）

R_a 次の式によって計算した当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{ai} = B_a N_a$$

この式において、 R_{ai} 、 B_a 及び N_a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_{ai} 当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量（単位 一分につき人）

B_a 当該出口の幅（単位メートル）

N_a 次の表の上欄に掲げる当該出口の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

階段及び

00

R_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R 当該階段における流動量（単位 一分につき人）

D_{co} 当該階段から地上に通ずる廊下の幅のうち最小のもの（単位 メートル）

R_a 次の式によって計算した当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量のうち最小のもの（単位 一分につき人）

$$R_{ai} = B_a N_a$$

この式において、 R_{ai} 、 B_a 及び N_a は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_{ai} 当該階段から地上に通ずる各出口の有効流動量（単位 一分につき人）

B_a 当該出口の幅（単位メートル）

N_a 次の表の上欄に掲げる当該出口の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該出口の流動係数（単位 一分メートルにつき人）

階段及び

00

R_{st} 当該階段における有効流動量(単位 一分につき人)

D_{st} 当該階段の幅(単位メートル)

N_{st} 次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該階段の流動係数(単位 一分メートルにつき人)

下	$D_{landing}$	$\min\{72-48(1-D_{landing}/D_{st}), 90D_{landing}/D_{st}\}$
	D_{st}	72
上	$D_{landing}$	$\min\{60-36(1-D_{landing}/D_{st}), 90D_{landing}/D_{st}\}$
	D_{st}	60

R_{st} 当該階段における有効流動量(単位 一分につき人)

D_{st} 当該階段の幅(単位メートル)

N_{st} 次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める当該階段の流動係数(単位 一分メートルにつき人)

下	$D_{landing}$	$\min\{72-48(1-D_{landing}/D_{st}), 90D_{landing}/D_{st}\}$
	D_{st}	72
上	$D_{landing}$	$\min\{60-36(1-D_{landing}/D_{st}), 90D_{landing}/D_{st}\}$
	D_{st}	60

t_{search} 次の式によって計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における当

用途地域が定められている土地の区域	二十
用地地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域	三十以上であって特定行政庁が定める時間

t_{region} 次の表の上欄に掲げる建築物が立地する土地の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める常備消防機関の現地到着時間（単位 分）

D_{st}	この表において、 $D_{landing}$ 及び D_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
メートル	
$D_{landing}$	この表において、 $D_{landing}$ 及び D_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
メートル	

t_{search} 次の式によって計算した当該建築物の各室（以下「火災室」という。）で火災が発生した場合における当

用途地域が定められている土地の区域	二十
用地地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域	三十以上であって特定行政庁が定める時間

t_{region} 次の表の上欄に掲げる建築物が立地する土地の区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める常備消防機関の現地到着時間（単位 分）

D_{st}	この表において、 $D_{landing}$ 及び D_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
メートル	
$D_{landing}$	この表において、 $D_{landing}$ 及び D_{st} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
メートル	

該建築物の搜索時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{search,i} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} + \frac{A_1}{V_1} + \frac{A_2}{V_2} + \frac{A_3}{50}$$

この式において、 $t_{search,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 A_1 、 V_1 、 A_2 、 V_2 及び A_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{search,i}$ 火災室で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室（火災室で火災が発生した場合における当該火災室のある階（以下「出火階」という。）に通ずるものに限る。以下この項において同じ。）までの歩行距離（単位メートル）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位メートル）

v_{fb} 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める避難階の階段室から出火階の階段室までの移動速度（単位メートル毎分）

建築物の部分の種類	移動速度
非常用の昇降機が設けられている部分	六〇
連結送水管が設けられて	十五

該建築物の搜索時間のうち最大のもの（単位 分）

$$t_{search,i} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} + \frac{A_1}{V_1} + \frac{A_2}{V_2} + \frac{A_3}{50}$$

この式において、 $t_{search,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 A_1 、 V_1 、 A_2 、 V_2 及び A_3 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{search,i}$ 火災室で火災が発生した場合における当該建築物の搜索時間（単位 分）

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室（火災室で火災が発生した場合における当該火災室のある階（以下「出火階」という。）に通ずるものに限る。以下この項において同じ。）までの歩行距離（単位メートル）

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離（単位メートル）

v_{fb} 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める避難階の階段室から出火階の階段室までの移動速度（単位メートル毎分）

建築物の部分の種類	移動速度
非常用の昇降機が設けられている部分	六〇
連結送水管が設けられて	十五

いる部分	
その他の部分	一〇・八

A_1 出火階の床面積（単位 平方メートル）
 V_1 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める出火階における搜索速度（単位 平方メートル毎分）

建築物の部分の種類	搜索速度
スプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられている部分（当該建築物が令第十二条第一項、第三項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該区画された各部分のうち火災室が存する部分が二以上の階にわたる場合を除く。）	五〇

令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が

いる部分	
その他の部分	一〇・八

A_1 出火階の床面積（単位 平方メートル）
 V_1 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に応じ、同表の下欄に定める出火階における搜索速度（単位 平方メートル毎分）

建築物の部分の種類	搜索速度
スプリンクラー設備等及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられている部分（当該建築物が令第十二条第一項、第三項又は第四項の規定により区画された建築物である場合にあつては、当該区画された各部分のうち火災室が存する部分が二以上の階にわたる場合を除く。）	五〇

令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が

設けられている部分	
その他の部分	五

A₂ 出火階の直上階の床面積（単位 平方メートル）

V₂ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に
 応じ、同表の下欄に定める出火階の直上階
 における搜索速度（単位 平方メートル毎分
 ）

建築物の部分の種類	搜索速度
令第二百二十六条の三第一 項に掲げる基準に適合す る排煙設備が設けられて いる部分	五十
その他の部分	二十五

A₃ 出火階及び出火階の直上階以外の階の床面積（単位 平方メートル）

次の式によって計算した退避時間（単位 分）

$$t_{\text{retreat}} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{25}$$

この式において、 t_{retreat} 、 L_1 及び L_2 は、それぞれ次の
 数値を表すものとする。

設けられている部分	
その他の部分	五

A₂ 出火階の直上階の床面積（単位 平方メートル）

V₂ 次の表の上欄に掲げる建築物の部分の種類に
 応じ、同表の下欄に定める出火階の直上階
 における搜索速度（単位 平方メートル毎分
 ）

建築物の部分の種類	搜索速度
令第二百二十六条の三第一 項に掲げる基準に適合す る排煙設備が設けられて いる部分	五十
その他の部分	二十五

A₃ 出火階及び出火階の直上階以外の階の床面積（単位 平方メートル）

次の式によって計算した退避時間（単位 分）

$$t_{\text{retreat}} = \frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{25}$$

この式において、 t_{retreat} 、 L_1 及び L_2 は、それぞれ次の
 数値を表すものとする。

六 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 三十分間防火設備(令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十四項に規定する三十分間防火設備をいう。)

七 (略)

7 前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{intg} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \frac{t_{spread} - t_{ceiling}}{1 + \mu}$$

この式において、 t_{intg} 、 α 、 t_{spread} 、 $t_{ceiling}$ 及び μ は、それぞれ次の値を表すものとする。

t_{intg} 必要遮炎時間(単位 分)

α 第四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

t_{spread} 次の式によって計算した上階延焼抑制時間(単位 分)

$$t_{spread} = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel} + \max\{15(N - 3), 0\}$$

この式において、 t_{spread} 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{travel} 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{spread} 上階延焼抑制時間(単位 分)

t_{escape} 第四項に規定する在館者避難時間(単位 分)

第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

四 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備

五 (略)

7 前項の「必要遮炎時間」は、次の式によって計算した値とする。

$$t_{intg} = \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2} \frac{t_{spread} - t_{ceiling}}{1 + \mu}$$

この式において、 t_{intg} 、 α 、 t_{spread} 、 $t_{ceiling}$ 及び μ は、それぞれ次の値を表すものとする。

t_{intg} 必要遮炎時間(単位 分)

α 第四項に規定する当該建築物の各室における火災温度上昇係数のうち最大のもの

t_{spread} 次の式によって計算した上階延焼抑制時間(単位 分)

$$t_{spread} = \max(t_{escape}, t_{region}) + t_{travel} + \max\{15(N - 3), 0\}$$

この式において、 t_{spread} 、 t_{escape} 、 t_{region} 、 t_{travel} 及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

t_{spread} 上階延焼抑制時間(単位 分)

t_{escape} 第四項に規定する在館者避難時間(単位 分)

t_{region})
 第四項に規定する常備消防機関の現地到着時間 (単位 分)

t_{travel}
 次の式によって計算した火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの (単位 分)

$$t_{travel,i} = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{L_f}{v_f}$$

この式において、 $t_{travel,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 L_f 及び v_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel,i}$ 火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間 (単位 分)

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)

v_{fb} 第四項に規定する避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行速度 (単位一分につきメートル)

L_f 出火階の階段のバルコニー又は付室から火災室までの歩行距離 (単位メートル)

v_f 次の表の上欄に掲げる場合の区分に

t_{region})
 第四項に規定する常備消防機関の現地到着時間 (単位 分)

t_{travel}
 次の式によって計算した火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間のうち最大のもの (単位 分)

$$t_{travel,i} = \sum \left(\frac{L_1}{60} + \frac{L_2}{v_{fb}} \right) + \frac{L_1 + L_2}{40} + \frac{L_f}{v_f}$$

この式において、 $t_{travel,i}$ 、 L_1 、 L_2 、 v_{fb} 、 L_f 及び v_f は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$t_{travel,i}$ 火災室で火災が発生した場合における地上から当該火災室までの移動時間 (単位 分)

L_1 地上から当該建築物へ通ずる出入口から避難階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)

L_2 避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行距離 (単位メートル)

v_{fb} 第四項に規定する避難階の階段室から出火階の階段室までの歩行速度 (単位一分につきメートル)

L_f 出火階の階段のバルコニー又は付室から火災室までの歩行距離 (単位メートル)

v_f 次の表の上欄に掲げる場合の区分に

応じ、それぞれ同表の下欄に定める出火階における歩行速度（単位 一分につきメートル）

出火階の階段のバルコニー若しくは付室から火災室までの廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられ、又は当該部分が外気に有効に開放されている場合	十五
その他の場合	三

N 当該建築物の階数

$t_{ceiling}$
次の表の上欄及び中欄に掲げる当該他の外壁の開口部が設けられた室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める天井燃焼抑制時間（単位 分）

応じ、それぞれ同表の下欄に定める出火階における歩行速度（単位 一分につきメートル）

出火階の階段のバルコニー若しくは付室から火災室までの廊下その他の避難の用に供する部分に令第二百二十六条の三第一項に掲げる基準に適合する排煙設備が設けられ、又は当該部分が外気に有効に開放されている場合	十五
その他の場合	三

N 当該建築物の階数

$t_{ceiling}$
次の表の上欄及び中欄に掲げる当該他の外壁の開口部が設けられた室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める天井燃焼抑制時間（単位 分）

μ 次の表の上欄に掲げる当該他の外壁の開口部に防火上有

その他の場合		スプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている場合			
その他の場合	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	その他の場合	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。）の仕上げが準不燃材料でされている場合
○	四	二	○	二十四	二十二

μ 次の表の上欄に掲げる当該他の外壁の開口部に防火上有

その他の場合		スプリンクラー設備等が設けられている場合			
その他の場合	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	その他の場合	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが準不燃材料でされている場合	天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この表において同じ。）の仕上げが準不燃材料でされている場合
○	四	二	○	二十四	二十二

効に設けられているひさしその他これに類するもの（避難時倒壊防止構造の床の構造方法を用いるものに限る。）の長さに応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

ひさしその他これに類するものの長さ（単位メートル）	数値
○・九未満	一
○・九以上一・五未満	一・二五
一・五以上二・〇未満	一・六
二・〇以上	二

8 令第一百十条第二号に掲げる基準に適合する法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第一百八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第一百十条の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、令第一百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備とすることとする。

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第一百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号の

効に設けられているひさしその他これに類するもの（避難時倒壊防止構造の床の構造方法を用いるものに限る。）の長さに応じ、それぞれ同表下欄に定める数値

ひさしその他これに類するものの長さ（単位メートル）	数値
○・九未満	一
○・九以上一・五未満	一・二五
一・五以上二・〇未満	一・六
二・〇以上	二

8 令第一百十条第二号に掲げる基準に適合する法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第一百八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第一百十条の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七条第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、令第一百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備とすることとする。

第三 令第一百十条の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第四号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び法第二十七条第一項第一号に該当する特殊建築物で令第一百十条第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものの外壁の開口部（次の各号の

いづれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。
。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一一号口表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいづれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一一号口表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいづれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの^{（以下略）}を設け、又は消火上有効な措置が講じられて^{（以下略）}いる室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの

二七七（略）

いづれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。
。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ第一一号口表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいづれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に第一一号口表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいづれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十条の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたものを除く。）とする。

一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの^{（以下略）}を設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの

二七七（略）

（内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件の一部改正）

第十七条 内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準等を定める件（平成二

十八年国土交通省告示第六百九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に規定する内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準は、室内の可燃物の位置、内装の仕上げその他の事項について、防火上支障がないようにするための措置を講ずることとする。</p> <p>第二 建築基準法施行令第百八条の四第一項第一号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に規定する別に定める温度は、同項第二号の規定による国土交通大臣の認定において、第一の措置の内容に応じて認める温度とする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に規定する内装の仕上げを不燃材料ですることその他これに準ずる措置の基準は、室内の可燃物の位置、内装の仕上げその他の事項について、防火上支障がないようにするための措置を講ずることとする。</p> <p>第二 建築基準法施行令第百八条の三第一項第一号イ⁽²⁾及びロ⁽²⁾に規定する別に定める温度は、同項第二号の規定による国土交通大臣の認定において、第一の措置の内容に応じて認める温度とする。</p>

（不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件の一部改正）

第十八条 不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途等を定める件（平成二十八年国土交通省告示第
六百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の九及び令第百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

一（五）（略）

第二 令第百九条の九及び令第百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 第一第四号に掲げる用途 次に掲げる基準に適合するものとする
こと。

イ（略）

ロ 次に掲げる室以外の室の屋根が、令第百九条の九各号又は令第百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1) 次に掲げる基準に適合する室

(i)（略）

(ii) 特定屋根部分（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物にあっては令第百九条の九第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあっては令第百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分をいう。以下同じ。）が面する居室の壁（主要構造部を除く。）及び屋根（特定屋根部分を除く。）の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らか

改正前

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の八及び令第百三十六条の二の二に規定する不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途は、次に掲げるものとする。

一（五）（略）

第二 令第百九条の八及び令第百三十六条の二の二に規定する通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのない構造方法は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一（略）

二 第一第四号に掲げる用途 次に掲げる基準に適合するものとする
こと。

イ（略）

ロ 次に掲げる室以外の室の屋根が、令第百九条の八各号又は令第百三十六条の二の二各号に掲げる技術的基準に適合するものであること。

(1) 次に掲げる基準に適合する室

(i)（略）

(ii) 特定屋根部分（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二十二條第一項の市街地の区域内にある建築物にあっては令第百九条の八第二号、防火地域又は準防火地域内にある建築物にあっては令第百三十六条の二の二第二号に掲げる基準に適合しない屋根の部分をいう。以下同じ。）が面する居室の壁（主要構造部を除く。）及び屋根（特定屋根部分を除く。）の当該室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。ただし、床、壁その他の建築物の部分で防火上有効に遮られている部分その他当該居室の構造又は特定屋根部分からの距離により火の粉が到達しないことが明らか

三
(略)

(2)

部分は、この限りでない。

三
(略)

(2)

部分は、この限りでない。

（通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件の一部改正）

第十九条 通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、次の各号のいずれかに掲げる基準に適合するものとする。

- 一 建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものであること。
- イ 通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。
- ロ 一の被区画部分から他の被区画部分への避難の用に供しないこと。
- ハ 一の渡り廊下の同一階における一の被区画部分に連絡する渡り廊下の開口部（屋外に面する部分に設けるものを除く。以下「区画開口部」という。）と他の被区画部分に連絡する区画開口部との距離は、区画開口部の幅（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その合計）又は高さ（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その高さのうち最も大きいもの）の数値のうち、いずれか大きい数値に二・五を乗じて得た数値以上であること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。
- ニ 主要構造部が耐火構造であること。
- ホ 渡り廊下の区画開口部以外の開口部に、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する防火設備を設けていること。ただし、当該開口部と被区画部分との水平距離が九十センチメートル以上である場合又は当該開口部が外壁面から

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十七条第二項第二号に規定する通常の火災時において相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害な影響を及ぼさない構造方法は、建築物の二以上の部分（以下「被区画部分」という。）を連絡する室として、次の各号に掲げる基準に適合する渡り廊下のみを設けたものとする。

- 一 通行の用にのみ供する室で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものであること。
(新設)
- 一 一の被区画部分から他の被区画部分への避難の用に供しないこと。
(新設)
- ハ 一の渡り廊下の同一階における一の被区画部分に連絡する渡り廊下の開口部（屋外に面する部分に設けるものを除く。以下「区画開口部」という。）と他の被区画部分に連絡する区画開口部との距離は、区画開口部の幅（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その合計）又は高さ（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その高さのうち最も大きいもの）の数値のうち、いずれか大きい数値に二・五を乗じて得た数値以上であること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。
(新設)
- ニ 主要構造部が耐火構造であること。
(新設)
- ホ 渡り廊下の区画開口部以外の開口部に、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する防火設備を設けていること。ただし、当該開口部と被区画部分との水平距離が九十センチメートル以上である場合又は当該開口部が外壁面から

五十センチメートル以上突出した準耐火構造の袖壁その他これに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

ㄥ 区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けていること。

- (1) 令第十二条第十九項第二号イ及びロ（渡り廊下に令第二百二十六条の三第一項の規定に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、イ）に掲げる構造とすること。
- (2) 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、渡り廊下から避難の方向に開くことができるものとする。

ト 渡り廊下の室内に面する部分（防火設備からの垂直距離及び水平距離が防火設備の面積の数値の平方根以下である部分に限る。）

が次の(1)又は(2)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、天井又は渡り廊下の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

$$\frac{A}{25} + 0.28 \quad (0.38a \text{ を超える場合は } 0.38a)$$

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- | | | |
|---|---|--------------------|
| { | A | 防火設備の面積（単位 平方メートル） |
| | a | 防火設備の高さ（単位 メートル） |
- (1) 下地が準不燃材料で造られたものであること。
 - (2) 仕上げが塗厚さ二十五ミリメートル以上のせつこう又は塗厚さ四十五ミリメートル以上のモルタルを塗ったものであること。

ㄷ 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間

（新設）

（新設）

（新設）

をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令第二百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。この場合において、同号ハ中「二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）」、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第一百四十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

川 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第一百十二条第二十一項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

ㄥ 区画開口部と居室から直通階段の出入口に通ずる通路との距離が当該区画開口部の幅又は高さのうちいずれか大きい数値に一・五を乗じて得た数値以上となるように区画開口部を設けること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

二 被区画部分が令第九十九条の八に規定する火熱遮断壁等（次に掲げる基準に適合するものに限る。）で区画されたものであること。

イ 一の被区画部分から他の被区画部分への避難の用に供しないこと。

（新設）

（新設）

二 一の被区画部分から他の被区画部分への避難の用に供しないこと。
（新設）

ロ 火熱遮断壁等を構成する防火設備（間仕切壁に設置されるものに限る。）が、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 令第一百二十二条第十九項第二号イ及びロ（当該火熱遮断壁等が令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれのない室で、次の(i)又は(ii)のいずれかに適合するものである場合にあつては、イ）に掲げる要件を満たす構造とすること。

(i) 令第二百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けたものであること。

(ii) 平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号第五号に定める構造方法を用いるものであること。この場合において、同号中「付室」とあるのは、「火熱遮断壁等」と読み替えるものとする。

(2) 直接手で開くことができるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

三

一の渡り廊下の同一階における一の被区画部分に連絡する渡り廊下の開口部（屋外に面する部分に設けるものを除く。以下「区画開口部」という。）と他の被区画部分に連絡する区画開口部との距離は、区画開口部の幅（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その合計）又は高さ（一の被区画部分に連絡する区画開口部が複数ある場合にあつては、その高さのうち最も大きいもの）の数値のうち、いずれか大きい数値に二・五を乗じて得た数値以上であること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

四

主要構造部が耐火構造であること。

五

渡り廊下の区画開口部以外の開口部に、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項に規定する防火設備を設けていること。ただし、当該開口部と被区画部分との水平距離が九十センチメートル以上である場合又は当該開口部が外壁面から五十センチメートル以上突出した準耐火構造の袖壁その他これに類するもので防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。

六

区画開口部に、次に掲げる基準に適合する特定防火設備を設けて

(削る)

(削る)

いること。

イ 令百十二条第十九項第二号イ及びロに掲げる構造とすること。ただし、渡り廊下に令百二十六条の三第一項に適合する排煙設備を設けた場合にあつては、令百十二条第十九項第二号ロの規定については、この限りでない。

ロ 直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分、渡り廊下から避難の方向に開くことができるものとすること。

七 渡り廊下の室内に面する部分（防火設備からの垂直距離及び水平距離が防火設備の面積の数値の平方根以下である部分に限る。）が次のイ又はロに適合するものであること。ただし、天井又は渡り廊下の区画を構成する壁については、防火設備の上端から天井までの垂直距離又は防火設備の両端から当該壁までの水平距離が次に掲げる式により計算した数値以上である場合には、この限りでない。

$$\frac{A}{25} + 0.28 \quad (0.38a \text{ を超える場合は } 0.38a)$$

この式において、A及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 防火設備の面積（単位 平方メートル）
a 防火設備の高さ（単位 メートル）

イ 下地が準不燃材料で造られたものであること。

ロ 仕上げが塗厚さ二十五ミリメートル以上のせつこう又は塗厚さ四十五ミリメートル以上のモルタルを塗ったものであること。

八 給水管、配電管その他の管が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めるとともに、当該管の構造を令百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にあ

(削る)

(削る)

る部分については、この限りでない。この場合において、同号八中「二十分間（第十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百三十一条の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「一時間」と読み替えるものとする。

九|| 換気、暖房又は冷房の設備の風道が渡り廊下の壁（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該風道の当該壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に令第十二条第二十一項に規定する構造の特定防火設備を設けていること。

十|| 区画開口部と居室から直通階段の出入口に通ずる通路との距離が当該区画開口部の幅又は高さのうちいずれか大きい数値に一・五を乗じて得た数値以上となるように区画開口部を設けること。ただし、避難上支障がない場合においては、この限りでない。

（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件の一部改正）

第二十条 特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一～四（略）

五 通常の火災時に生ずる煙が付室に流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ・ロ（略）

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$$V=2.7\sqrt{H}$$

(ii)・(iii)（略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十三条第三項第二号に規定する特別避難階段の付室の構造方法は、次の各号に定めるものとする。

一～四（略）

五 通常の火災時に生ずる煙が付室に流入することを有効に防止することができるものとして、加圧防排煙設備（次に掲げる基準に適合するものに限る。）を設けたものであること。

イ・ロ（略）

ハ 遮煙開口部にあつては、次の(1)及び(2)に定める基準に適合する構造であること。

(1) 遮煙開口部における排出風速（メートル毎秒で表した数値とする。）が、当該遮煙開口部の開口幅を四十センチメートルとしたときに、次の(i)から(iii)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(i)から(iii)までの式によって計算した必要排出風速以上であること。

(i) 隣接室が、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁（小屋裏又は天井裏に達したもので、かつ、給水管、配電管その他の管が当該壁を貫通する場合には、当該管と当該壁との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めたものに限る。）又は特定防火設備（当該特定防火設備を設ける開口部の幅の総和を当該壁の長さの四分の一以下とする場合に限る。）で区画され、かつ、令第二百二十九条第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）である場合

$$V=2.7\sqrt{H}$$

(ii)・(iii)（略）

ニ・ホ (2) (i) から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 必要排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

(略)

ニ・ホ (2) (i) から(iii)までの式において、V及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 必要排出風速(単位 一秒間につきメートル)

H 遮煙開口部の開口高さ(単位 メートル)

(略)

（非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件の一部改正）

第二十一条 非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（平成二十九年国土交通省告示第千百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第三条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）（いずれも避難上支障がない部分に感知器を設けないものを含む。）を設けた場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあつては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ 二階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を百平方メートル（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が準耐火構造である場合（同条第九号の二に規定する特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。）又は主要構造部が同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合にあつては、二百平方メートル）以

改正前

第二 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第三条第三号の火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置は、次の各号（当該届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない場合であつて、宿泊室の床面積の合計が五十平方メートル以下であるときは、第二号）に定めるものとする。

一 同一の届出住宅内の二以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる場合（当該複数の宿泊者を一の契約により宿泊させる場合を除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる措置を講じること。

ただし、宿泊者使用部分（届出住宅のうち宿泊者の使用に供する部分をいう。以下同じ。）を平成二十六年国土交通省告示第八百六十号各号のいずれかに該当するものとし、かつ、宿泊者使用部分の各居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）に、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は同令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（自動火災報知設備に代えて用いることができるものに限る。）を設けた場合は、この限りでない。

イ・ロ （略）

二 届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋である場合にあつては、次のイからホまでに掲げる措置を講じること。

イ 二階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を百平方メートル（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が準耐火構造であるか、又は同条第九号に規定する不燃材料で造られている場合にあつては、二百平方メートル）以下とすること。ただし、当該階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合

下とすること。ただし、当該階から避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を設ける場合は、この限りでない。

ロ 宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル未満とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 届出住宅が建築基準法第二号の三イに該当する建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)又は同号ロに該当する建築物である場合

(2) (略)

ハ ホ (略)

は、この限りでない。

ロ 宿泊者使用部分の床面積の合計を二百平方メートル未満とすること。ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 届出住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物又は建築基準法第二号の三イ若しくはロに該当する建築物である場合

(2) (略)

ハ ホ (略)

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第二十二條 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

<p>建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件</p> <p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。</p> <p>一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。</p> <p>イ 当該建築物（階段室及び付室を除く。）が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。</p>	
<p>建築物の部分</p> <p>スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等</p>	<p>床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p>二百</p>

改正前

<p>建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件</p> <p>第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。</p> <p>一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、火災時倒壊防止構造）とすること。</p> <p>イ 当該建築物（階段室及び付室を除く。）が、床面積の合計百平方メートル以内ごとに火災時倒壊防止構造の床若しくは壁又は通常火災終了時間防火設備で令百十二条第十九項第一号に規定する構造であるもので区画されていること。ただし、次の表の上欄に掲げる建築物の部分については、それぞれ同表下欄に定める床面積の合計以内ごとに区画されていれば足りる。</p>	
<p>建築物の部分</p> <p>スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等</p>	<p>床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p>二百</p>

<p>「という。」を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下このイ、次号ト及び第四号ロにおいて同じ。）の仕上げを準不燃材料とした部分</p>	<p>スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。）</p>	<p>スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられている部分であつて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。）</p>
五百	五百	六百

ロ 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁（以下このロ及びハにおいて「防火区画」という。）を貫通する場合においては、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める基

<p>「という。」を設け、天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下このイ、次号ト及び第四号ロにおいて同じ。）の仕上げを準不燃材料とした部分</p>	<p>スプリンクラー設備等を設け、天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。）</p>	<p>スプリンクラー設備等を設け、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした部分（当該部分に設けられた通常火災終了時間防火設備が常時閉鎖又は作動をした状態にあるものである場合に限る。）</p>
五百	五百	六百

ロ 給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が、イに規定する火災時倒壊防止構造の床又は壁（以下このロ及びハにおいて「防火区画」という。）を貫通する場合においては、次に掲げる基準に適合するものであること。

準に適合するものであること。

(1) 給水管等と防火区画との隙間がアルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が〇・一二八以上で、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下同じ。）で埋められている場合 次に掲げる基準に適合するものであること（固有通常火災終了時間が百八十分以下であり、防火区画を構成する床又は壁の厚さが百六十三ミリメートル以上の場合に限る。）。

(i) 防火被覆（強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十ミリメートル以上であるもの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板（けい酸カルシウム板に限る。以下同じ。）を設けたものに限る。）を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(ii) 当該アルカリアースシリケートで埋められた部分及び(i)に規定する防火被覆の外面に次の(一)又は(二)のいずれかに定める防火被覆を設けていること。

(一) 厚さ十二・五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったもの

(二) 繊維強化セメント板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が二十七・五ミリメートル以上であるもの

(iii) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること

(一) 外径が二百ミリメートル以下の鉄管又は鋼管であること

(1) 次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。

(i) 七十五分以下である場合 強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるもの

(ii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

（新設）

（新設）

(iii) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

（新設）

- (二) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。
- (三) 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたもので、次の表に掲げる寸法に適合するもの。

呼称寸法		内管		外管	
四〇ミリメートル	四十八以下	位ミリメートル	肉厚（単位ミリメートル）	外徑（単位ミリメートル）	肉厚（単位ミリメートル）
五〇ミリメートル	六〇以下	上 四・一	上 三・六	上 六一以上	上 六・〇
六五ミリメートル	七六以下	上 四・一	上 三・六	上 六一以上	上 六・〇
七五ミリメートル	八九以下	上 五・五	上 三・六	上 六一以上	上 六・〇
一〇〇ミリメートル	一一四以下	上 六・六	上 三・六	上 六一以上	上 六・五

(新設)

(新設)

ル	一二五ミ	一四〇以	七・〇以	一五六以	七・〇以
リメートル	下	上	上	上	上
一五〇ミ	一六五以	八・九以	一八三以	七・五以	
リメートル	下	上	上	上	

(削る)

(2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められている場合 次に掲げる基準に適合するものであること。

- (i) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める基準に適合する防火被覆を防火区画の貫通孔の内側に面する部分に設けていること。
- (一) 七十五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるもの
- (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの
- (三) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上であるもの

(iv) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十一ミリメートル以上であるもの

(2) 給水管等と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められており、かつ、当該不燃材料で埋められた部分及び(1)に規定する防火被覆の外面に次の(i)から(iv)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iv)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。

(i) 七十五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上であるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(四) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを三枚以上張ったもので、その厚さの合計が六十一ミリメートル以上であるもの

(ii) 当該不燃材料で埋められた部分及び(i)に規定する防火被覆の外面に次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める基準に適合する防火被覆を設けていること。

(一) 七十五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十一ミリメートル以上であるもの

(二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上であるもの

(三) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十八ミリメートル以上であるもの

(四) 百五分を超え、百二十分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が三十一ミリメートル以上であるもの

(iii) 給水管等の構造が次のいずれかに適合するものであること。

(一) 鉄管又は鋼管であること。

(二) 給水管等が防火区画を貫通する部分及び当該貫通する部分から両側に一メートル以内の距離にある部分が不燃材料で造られていること。

(三) 給水管等の外径が、給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び固有通常火災終了時間に応じ、それぞれ次の表に定める数値未満であり、かつ、その内部に電線等を入れている予備配管にあつては、当該予備配管の先端を密

(新設)

(ii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上であるもの

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(iii) 九十分を超え、百五分以下である場合 強化せつこうボードを張ったもので、その厚さの合計が二十八ミリメートル以上であるもの

(新設)

(新設)

(新設)

閉じたものであること。

排水管	配電管	給水管		給水管等の用途	給水管等の用途
厚さ○・				無い	覆いの有
難燃材料	難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル		材質
五・五以上	五・五以上	六・六以上	五・五以上六・六未満		肉厚（単位ミリメートル）
九十	九十	百十五	九十	六十分以下である場合	給水管等の外径（単位ミリメートル）
九十	九十	九十	九十	六十分を超え、百二十分以下である場合	
				固有通常火災終了時間	

排水管及び排水管に付属する		配電管	給水管		等の用途		
厚さ○・五ミリメートル以上の鉄板					無		
難燃材料又は硬質塩化ビニル		難燃材料又は硬質塩化ビニル	難燃材料又は硬質塩化ビニル				
五・五以上六・六未満	上	五・五以上	六・六以上	五・五以上六・六未満	位 ミ リ メ ー ト ル		
九十		九十	百十五	九十	六十 分 以 下 を 超 え 、 百 二 十 分 以 下 で あ る 場 合	固 有 通 常 火 災 終 了 時 間	単 位 ミ リ メ ー ト ル
九十		九十	九十	九十			六十 分 を 超 え 、 百 二 十 分 以 下 で あ る 場 合

ハ 換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「換気等設備の風道」という。）が防火区画を貫通する場合には、当該風道の当該防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号第三号に定める構造方法を用いる通常火災終了時間防火設備を次に掲げる方法により設けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 換気等設備の風道の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に掲げる基準に適合するものであること。
 - (i) 換気等設備の風道と防火区画との隙間がアルカリアースシリケートで埋められている場合 厚さ一・五ミリメートル以上の鉄板又は鋼板で造ること（固有通常火災終了時間が百八十分以下であり、当該風道の外径が三百五十ミリメートル以下の円形管に限る。）。
 - (ii) 換気等設備の風道と防火区画との隙間がモルタルその他の

管 る 通 気		又 は 鋼 板 で 覆 わ れ て い る 場 合	六・六以 上
難燃材料 又は硬質 塩化ビニ ル	その他の 場合		六十一
四・一以 上五・五 未満			六十一
五・五以 上			六十一
			九十分
			六十一

ハ 換気、暖房又は冷房の設備の風道（以下「換気等設備の風道」という。）が防火区画を貫通する場合には、当該風道の当該防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に、昭和四十八年建設省告示第二千五百六十五号第三号に定める構造方法を用いる通常火災終了時間防火設備を次に掲げる方法により設けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 換気等設備の風道の防火区画を貫通する部分に近接する部分に防火設備を設ける場合にあつては、当該防火設備と当該防火区画との間の風道は、次の(i)から(iii)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(iii)までに定める厚さ以上の鉄板又は鋼板で造ること。
 - (i) 六十分以下である場合 一・五ミリメートル
 - (ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 一・六ミリメー

不燃材料で埋められている場合 次の(一)から(三)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める厚さ以上の鉄板又は鋼板で造ること。

(一) 六十分以下である場合 一・五ミリメートル

(二) 六十分を超え、七十五分以下である場合 一・六ミリメートル

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 一・八ミリメートル

(削る)

(3) (略)

二 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第二百十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）

(一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)及び(ii)(一)において同じ。）（法第二十

トル

(新設)

(新設)

(新設)

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 一・八ミリメートル

(3) (略)

二 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第二百十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。

(i) 次の(一)から(三)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁に限る。）

(一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(一)、(ii)(一)及び次号(2)(i)において同じ。）

一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (一)に定める構造

(ロ) 二時間準耐火構造

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (二)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(ロ) 九十分間準耐火構造

(四) 七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (三)又は(四)のいずれかに掲げる構造

(ロ) (略)

(ii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(四)までに定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。)

(一) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十七条第一項に規定する構造方

(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・六を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(新設)

(二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (一)に定める構造

(ロ) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(三) 七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (二)に定める構造

(ロ) (略)

(ii) 次の(一)から(四)までに掲げる固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、それぞれ当該(一)から(四)までに定める構造の壁(その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。)

(一) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間に一・二を乗じた時間以上である建築物の壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法

法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (一)に定める構造

(ロ) 二時間準耐火構造

(三) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (二)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(ロ) 九十分間準耐火構造

(四) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (三)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(ロ) (略)

(五) 六十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (四)又は(ロ)のいずれかに掲げる構造

(ロ) 一時間準耐火基準に適合する構造

(3) (5) (略)

ホト (略)

チ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられていること。

リ 法第二十一条第三項の規定により火熱遮断壁等（令第百九条の

を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (一)に定める構造

(ロ) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(三) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (二)に定める構造

(ロ) (略)

(四) 六十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの

(イ) (三)に定める構造

(ロ) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第一号イ若しくはニ又は第三号イ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

(3) (5) (略)

ホト (略)

チ 用途地域が定められていない土地の区域内にある建築物にあつては、当該建築物の各部分（昇降機その他の建築設備の機械室その他これに類する室及び便所その他これに類する室を除く。）にスプリンクラー設備等が設けられていること。

(新設)

八に規定する火熱遮断壁等をいう。以下同じ。)で分離された部分を一の建築物とみなして法第二十一条第一項の規定を適用する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 当該火熱遮断壁等が階段室に該当しないこと。

(2) 当該火熱遮断壁等で区画された部分を一の建築物とみなして、令第二百二十一条の規定を適用する。

二 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造)とすること。

イ〜ハ (略)

ニ ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられていること。

ホ〜ト (略)

チ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段(傾斜路を含む。)が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(3)の出入口の部分(令第二百二十九条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁(防火被覆が設けられていないものを除く。)で囲むこと。

(i) 二時間準耐火構造の壁(その全部又は一部に木材を用いたものに限る。)

二 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造(主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、七十五分間準耐火構造)とすること。

イ〜ハ (略)

ニ ハの規定により区画された部分ごとにスプリンクラー設備等が設けられていること。

ホ〜ト (略)

チ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段(傾斜路を含む。)が設けられていること。

(1) (略)

(2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第二百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(3)の出入口の部分(令第二百二十九条の十三の第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。)を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁(防火被覆が設けられていないものを除く。)で囲むこと。

(i) その全部又は一部に木材を用いた壁で通常火災終了時間が二時間以上である建築物の壁(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が二時間以上である建築物の壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方

(ii) 九十分間準耐火構造の壁（その全部又は一部に木材を用いたものを除く。）

(3) (略)

リ、ヲ (略)

ワ 法第二十一条第三項の規定により火熱遮断壁等で分離された部分を一の建築物とみなして法第二十一条第一項の規定を適用する場合にあつては、前号リ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

三 (略)

四 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 令第一百五十五条の二第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ (略)

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもので設けられ、若しくは消火上有効な措置が講じられており、かつ、令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ (略)

2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材

法を用いるもの

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造の壁（その全部又は一部に木材を用いたものを除く。）

(3) (略)

リ、ヲ (略)

(新設)

三 (略)

四 次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。） 令第一百五十五条の二第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号の規定に適合する構造とすること。

イ (略)

ロ 建築物の各室及び各通路について、壁（床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料でされ、又はスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもので及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備が設けられていること。

ハ (略)

2 前項及び第七項の「火災時倒壊防止構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 自重又は積載荷重（令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における建築物にあつては、自重、積載荷重又は積雪荷重）を支える部分の全部又は一部に木材

を用いた建築物（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第二条又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）第二条第二項に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項から第十項までにおいて同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項から第十項までにおいて「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。第八項から第十項までにおいて同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であ

を用いた建築物（以下この項及び第八項において「木造建築物」という。）の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板（それぞれ集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百五十二号）第二条、単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号）第一部簡条三又は直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）簡条三に規定する使用環境A又はBの表示をしてあるものに限る。以下この項及び第八項において同じ。）を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下この項及び第八項において「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造（以下この項及び第八項において「炎侵入防止構造」という。）であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-) 接合部のうち木材で造られた部分の片側（当該耐力壁が面する室内において発生する火災による火熱が当該耐力壁の両側に同時に加えられるおそれがある場合にあつては、両側。第八項において同じ。）の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること

る(1)と。

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(以下「接着剤」という。)として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂(以下「フェノール樹脂等」という。)を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合)に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材(二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分)の厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしろの深さ(単位 センチメートル)

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間(単位 分)

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合)に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材(二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分)の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

(イ) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板に使用する接着剤(以下単に「接着剤」という。)として、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はレゾルシノール・フェノール樹脂(以下「フェノール樹脂等」という。)を使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合)に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_1 = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_1 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_1 燃えしろの深さ(単位 センチメートル)

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間(単位 分)

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合(構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合)に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしろの深さ（単位 センチメートル）

k_c 次の表の上欄に掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六
九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	二・〇

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(二)・(三) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常

$$D_2 = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)}$$

この式において、 D_2 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_2 燃えしろの深さ（単位 センチメートル）

k_c 次の表の上欄に掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める炭化速度係数

七十五分以下である場合	一・四五
七十五分を超え、九十分以下である場合	一・六
九十分を超え、百二十分以下である場合	一・八
百二十分を超え、百八十分以下である場合	二・〇

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(二)・(三) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常

火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iv)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定

火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一号ホに定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定す

する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

る構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(新設)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(2) 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第三項第一号イ又はロのいずれかに該当する構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一第一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一第一号イ、ハ若しくはニ又は第三号イ、ハ若しくはニのいずれかに定める構造方法を用いる構造

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合）に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(4)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t1} 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t1} 厚さ（単位 センチメートル）

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合）に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(4)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t1} = 8.25 \times 10^{-2} t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t1} 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t1} 厚さ（単位 センチメートル）

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間（単位 分）

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(4)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）次に掲げる式によって計算した値

以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ロ)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t2} 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t2} 厚さ(単位 センチメートル)
前号イ(1)(i)-(ロ)に規定する炭化速度係数

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間(単位 分)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第二号イ(2)において同じ。) (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

以上で、かつ、加熱面の表面から前号イ(1)(i)-(ロ)に定める値の部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。) 次に掲げる式によって計算した値

$$D_{t2} = 7.5 \times 10^{-2} k_c t_{ff(nc)} + 3$$

この式において、 D_{t2} 、 k_c 及び $t_{ff(nc)}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

D_{t2} 厚さ(単位 センチメートル)
前号イ(1)(i)-(ロ)に規定する炭化速度係数

$t_{ff(nc)}$ 補正固有通常火災終了時間(単位 分)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第二号イ(2)において同じ。) (法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。) 又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

(ii) (新設)

㉗ 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

㉘ 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

㉙ 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iv)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)の

(新設)

㉗ 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

㉘ 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第一第二号二に定める構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)の

ずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに掲げる構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第一二号イ若しくはハ又は第四号イ若しくはハのいずれかに定める構造方法を用いる構造

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる

構造

(一) (iv)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）にあつては、次

の(1)から(6)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に、当該(1)から(6)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)

(3) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の一又は二のい

ずれかに掲げる構造

(i) (略)

(ii) 二時間準耐火構造

(4) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の一又は二のい

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる

構造

(一) (ii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二三号イから

二までに掲げる基準に適合する構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）にあつては、次
の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、そ
れぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部
分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)

(3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(i) (略)

(ii) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場
合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷

を生じないものに限る。）

(新設)

ずれかに掲げる構造

(i) (3) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(5) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(6) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (5) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)の

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4) (i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第二一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) (略)

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- (新設)

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる

構造

(一) (iv)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次

の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当

該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵

入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終

了時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する

構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの

に限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上であ

る建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用い

るもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構

造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の一又は二のい

ずれかに掲げる構造

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の一又は二の

いずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の一又は二のいずれかに掲げる

構造

(一) (ii)又は二のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第三第四号に定め

る構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次

の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、そ

れぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の部

分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了

時間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構

造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたもの

に限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である

建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いる

もの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造

方法を用いる構造

(新設)

- (i) (1)に定める構造
- (ii) 二時間準耐火構造
- (3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 九十分間準耐火構造
- (4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)
- (5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- 造
- (i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 一時間準耐火基準に適合する構造
- 五 はり 次に掲げる基準
- イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。
- (1) (略)
- (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物のはり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有通常火

- (2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (1)に定める構造
- (ii) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに掲げる構造
- (3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) (略)
- (4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- 造
- (i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
- (ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第三第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造
- 五 はり 次に掲げる基準
- イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。
- (1) (略)
- (2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物のはり(法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が補正固有通常火

災終了時間以上である建築物のほり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

(v) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iv)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 一時間準耐火基準に適合する構造

ロ 木造建築物のほり（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(6)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(1)から(6)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)

(3) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

災終了時間以上である建築物のほり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(新設)

(新設)

(ii) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

(iii) 六十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(二) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第四第一号又は第三号のいずれかに定める構造方法（第三号イからニまでに掲げる基準に適合する構造とすることを除く。）を用いる構造

ロ 木造建築物のほり（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1)・(2) (略)

(3) 七十五分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (略)
(ii) 二時間準耐火構造

(4) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
(ii) 九十分間準耐火構造

(5) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
(ii) (略)

(6) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (5)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(面戸板(野地板(厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。))及びたるきを木材で造り、これらと外壁(軒桁を含む。))との隙間に設けたものに限る。)を設けた場合にあっては、軒裏又は面戸板。以下この号イ及びロ、第八項第六号イ及びロ、第九項第六号イ及びロ並びに第十項第六号イ及びロにおいて同じ。)(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほ

(i) (略)
(ii) 耐火構造(二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。)(新設)

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造
(ii) 令和元年国土交通省告示第九十五号第五二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合していること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上

か、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)から(v)までに掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(i)から(v)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれがある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)、第八項第六号イ(2)、第九項第六号イ(2)及び第十項第六号イ(2)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(ii) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) 二時間準耐火構造

(iii) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (ii)又は(三)のいずれかに掲げる構造

(二) 九十分間準耐火構造

(iv) 七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (iii)又は(四)のいずれかに掲げる構造

(二) (略)

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(5)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める構造とするほか、取合い等の部分が炎

であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる補正固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める構造とするほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 七十五分を超える場合 通常火災終了時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（延焼のおそれがある部分に限る。以下この(i)、ロ(1)及び第八項第六号イ(2)において同じ。）（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が補正固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

（新設）

（新設）

(ii) 七十五分以下である場合 次の(一)又は(二)のいずれかに掲げる構造

(一) (i)に定める構造

(二) (略)

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める構造とするほか、取合い等の

侵入防止構造であること。

(1) 百二十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

(2) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

ずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 二時間準耐火構造

(3) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

ずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 九十分間準耐火構造

(4) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(5) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (4)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 一時間準耐火基準に適合する構造

3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間

部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 九十分を超える場合 通常火災終了時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が固有通常火災終了時間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
(新設)

(2) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

ずれかに掲げる構造

(i) (1)に定める構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二第三項第二号イ又はロのいずれかに該当する構造

(3) 六十分を超え、七十五分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) (略)

(4) 六十分以下である場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(ii) 令和元年国土交通省告示第百九十五号第五第二号又は第三号のいずれかに定める構造方法を用いる構造

3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル

に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限り、第六項及び第十一項から第十四項までにおいて同じ。）（シヤッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第一百八条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 九十分間防火設備

(削る)

(削る)

(削る)

三・四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 四十五分間防火設備

以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限り、第九項において同じ。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後固有通常火災終了時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号ロに適合する構造方法を用いる防火設備

ハ 骨組を鉄材又は鋼材とし、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板又は鋼板を張った防火設備

ニ 鉄材又は鋼材で造られたもので鉄板又は鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上の防火設備

ホ 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

三・四 (略)

五 四十五分である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ (略)

ロ 令第一百十四条第五項において読み替えて準用する令第一百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定

による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

4・5 (略)

6 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備（シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。）をいう。

一 九十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後必要遮炎時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第八十条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二 七十五分を超え、九十分以下である場合 次のイからホまでのいずれかに該当する防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 九十分間防火設備

三 六十分を超え、七十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに該当する防火設備

イ 前号に定める防火設備

ロ 七十五分間防火設備

四 (略)

五 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 四十五分間防火設備

六 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 三十分間防火設備

4・5 (略)

6 第一項の「上階延焼抑制防火設備」は、次の各号に掲げる当該外壁の開口部の必要遮炎時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める防火設備をいう。

一 六十分を超える場合 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後必要遮炎時間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

(新設)

(新設)

二 (略)

三 三十分を超え、四十五分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 令百十四条第五項において読み替えて準用する令百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

四 二十分を超え、三十分以下である場合 次のイ又はロのいずれかに掲げる防火設備

イ (略)

ロ 令和元年国土交通省告示第九十四号第二第四項に規定する三十分間防火設備

第一項、第二項及び次項の「二時間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(-i) 接合部のうち木材で造られた部分の片側の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。） 十・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成材を使用する場合に

あつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。） 十七センチメートル

(二) 第二項第一号イ(1)(i)(ii)及び(三)に定める基準。

(ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。

(イ) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(ii)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面(二)及び(iii)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(ii) (イ)によつて計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(2) 通常火災終了時間が百二十分以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が百二十分以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

ロ、次(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 間柱及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その両側

に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。）を設け、かつ、当該壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしつこくを塗ったもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準に適合するもの

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあっては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から十・五センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十
三・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を

使用する場合にあっては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあっては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から十七センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。）二十センチメートル

(2) 通常火災終了時間が百二十分以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が百二十分以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) 前号ロ(1)に該当する構造であるもの
- (2) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱

に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(1)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）

(ii) 通常火災終了時間が百二十分以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が百二十分以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の柱（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

(2) 防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のももの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。）を設けたもの

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(ii) 接合部のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(ii)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(iii) 第二項第一号イ(1)(i)(ii)及び(iii)に定める基準。

(iv) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

-
- (一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号(イ)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(ロ)及び(iii)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
- (二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
- (iii) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。
- (iv) 床の上面に防火被覆（強化せつこうボードを三枚以上張つたもので、その厚さの合計が五十八ミリメートル以上のもの又は強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が三十七ミリメートル以上であるもの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。）を設けること。
- (2) 通常火災終了時間が百二十分間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が百二十分間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。
- ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 根太及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものの上に厚
-

さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。)を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。)を設けたもの

五 (2) イ(2)に掲げる基準に適合するものは、次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示

第九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分を除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が百二十分以上である建築物のはり（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）又は特定避難時間が百二十分以上である建築物のはり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）にあつては、イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるものほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 通常火災終了時間が百二十分以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の

規定による認定を受けたものに限る。)又は特定避難時間が百二十分間以上である建築物の軒裏(法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造であること。

ロ 木造建築物の軒裏(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) イ(2)に掲げる基準に適合するもの
(2) 第三号ロ(2)に該当するもの

(3) 野地板(厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。)及びたるきを木材で造り、これらと外壁(軒桁を含む。)との隙間に次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。

(i) 厚さが九十ミリメートル以上の木材の面戸板(構造用集成材若しくは直交集成板(いずれもラミナの厚さが二十七ミリメートル以上のものに限る。))又は構造用単板積層材(厚さ(二以上の部分を二次接着したものにあっては、当該各部分の厚さ)が二十七ミリメートル以上のものに限る。))を使用するものに限る。(ii)において同じ。)の屋内側に強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が三十ミリメートル以上のものを設けたもの
(ii) 厚さが百五十ミリメートル以上の木材の面戸板を設けたもの

9|| 第一項、第二項及び次項の「九十分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

(新設)

- イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。
- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (i) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。
- (ii) 接合部のうち木材で造られた部分の片側の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。
- (イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものは、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。） 八センチメートル
- (ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材又は直交集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。） 十一・五センチメートル

-
- (2) 第二項第一号イ(1)(i)(ii)及び(iii)に定める基準。
 - (ii) 当該耐力壁を有する建築物全体が、次に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。
 - (iii) 主要構造部である耐力壁のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、(1)(i)(ii)又は(iii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面（(ii)及び(iii)において「残存断面」という。）について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。
 - (iv) (i)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (v) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。
 - (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。
 - (i) 二時間準耐火構造
 - (ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間（九十分間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造）
 - (iii) 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合、取合の部分が炎侵入防止構造であること。
 - (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの
 - (2) 間柱及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その両側
-

に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十ミリメートル以上のものに限る。）を設け、かつ、当該壁が外壁である場合にあつては、屋外側の防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしつくいを塗ったもの

(3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八センチメートルの部分が除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十
一センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り、構造用単板積層材を

使用する場合にあっては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあっては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限り、直交集成板を使用する場合にあってはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から十一・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十四・五センチメートル

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 二時間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が九十分間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあっては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 前号ロ(2)に該当する構造であるもの

(3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

-
- (i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。
- (ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従って、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(4)又は(4)に掲げる場合の区分に応じ、当該(4)又は(4)に定める値」と読み替えるものとする。
- (iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従った構造計算によって通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(4)又は(4)に掲げる場合の区分に応じ、当該(4)又は(4)に定める値」と読み替えるものとする。
- (iv) 主要構造部である柱のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(4)又は(4)に掲げる場合の区分に応じ、当該(4)又は(4)に定める値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。
- (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。
- (i) 二時間準耐火構造
- (ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物の柱（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が九十分間以上である建築物の柱（法第二十七条第一項に規定
-

する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。)の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の柱(イに規定するものを除く。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

- (1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの
- (2) 防火被覆(強化せっこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上のものに限る。)を設けたもの

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床(その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。)にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

- (1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 当該床の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができるとする構造であること。

(- 接合部のうち木材で造られた部分の表面(木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。)から内側に、第一号イ(1)(i)(-)(イ)又は(ii)に掲げる場合に応じ、当該(イ)又は(ii)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(二) 第二項第一号イ(1)(i)(二)及び(三)に定める基準。

(ii) 当該床を有する建築物全体が、次に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であるほか、取合い等の部分が炎

侵入防止構造であること。

(一) 主要構造部である床のうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）

から内側に、第一号(i)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値の部分を除かれたときの残りの断面(二)及び(三)において「残存断面」という。)について、令第八十二条第二号の表に掲げる長期の組合せによる各応力の合計により、長期応力度を計算すること。

(二) (一)によって計算した長期応力度が、残存断面について令第九十四条の規定に基づき計算した短期の許容応力度を超えないことを確かめること。

(三) 残存断面の厚さが二十センチメートル以上であること。

(四) 床の上面に防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が五十二・五ミリメートル以上のもの又は強化せつこうボードを張つたもので、その厚さの合計が二十五ミリメートル以上のものの上に厚さ十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を設けたものに限る。）を設けること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 二時間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が九十分間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

-
- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する構造であるもの
- (2) 根太及び下地を木材、鉄材又は鋼材で造り、かつ、その表側の部分に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上のものに限る。）を設け、かつ、その裏側の部分又は直下の天井に防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が五十五ミリメートル以上のものに限る。）を設けたもの
- (3) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるもの
- 五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 令第四十六条第二項第一号イ及びロに掲げる基準に適合していること。

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(j)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百二号に定める基準に従つた構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた

構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項第一号イ(1)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 二時間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物のはり（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が九十分間以上である建築物のはり（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物のはり（イに規定するものを除く。）にあつては、イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であるものほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

-
- (2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。
- (i) 二時間準耐火構造
 - (ii) 通常火災終了時間が九十分間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）又は特定避難時間が九十分間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限り。）の構造方法を用いる構造
- ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
- (1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造であるもの
 - (2) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であるもの
 - (3) 防火被覆（強化せつこうボードを二枚以上張つたもので、その厚さの合計が五十ミリメートル以上のものに限り。）を設けたもの
 - (4) 野地板（厚さが三十ミリメートル以上のものに限り。）及びたるきを木材で造り、これらと外壁（軒桁を含む。）との隙間に次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する防火被覆を設け、かつ、たるきと軒桁との取合い等の部分を、当該取合い等の部分にたるき欠きを設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とすること。
- (i) 厚さが九十ミリメートル以上の木材の面戸板（構造用集成材若しくは直交集成板（いずれもラミナの厚さが二十七ミリメートル以上のものに限り。）又は構造用単板積層材（厚さ（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分の厚さ）が二十七ミリメートル以上のものに限り。）を使用するものに限る。(ii)において同じ。）の屋内側に厚さが十五
-

- ミリメートル以上の強化せつこうボードを設けたもの
(ii) 厚さが百二十ミリメートル以上の木材の面戸板を設けたもの

10| 第一項及び第二項の「七十五分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(ii) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の片側の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが十二ミリメートル以上である場合に限る。）
六・五センチメートル

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用す

8| 第一項及び第二項の「七十五分間準耐火構造」は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合する構造をいう。

一 耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(ii) 当該耐力壁の接合部の構造方法が、次に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。

(イ) 接合部のうち木材で造られた部分の片側の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値の部分が除かれたときの残りの部分が、当該接合部の存在応力を伝えることができる構造であること。

(イ) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合に限る。）
六・五センチメートル

(ロ) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用す

る場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合に限る。） 八・五センチメートル

(二) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 九十分間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
(削る)

(1) (略)

(2) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であるもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

る場合（構造用集成材又は直交集成板を使用する場合にあつては、ラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合に限り。） 八・五センチメートル

(二) (略)

(ii)・(iii) (略)

(2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

(新設)

(新設)

ロ 木造建築物の耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) (略)

(3) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

二 非耐力壁 次に掲げる基準

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上である場合）に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 九・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上である場合）に限り、構造用単板積層材を使用する場合にあつては当該構造用単板積層材（二以上の部分を二次接着したものにあつては、当該各部分）の厚さが二十一ミリメートル以上である場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十一・五センチメートル

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

イ 木造建築物の非耐力壁（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該非耐力壁の厚さが次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) 接着剤として、フェノール樹脂等を使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上の場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが十二ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から六・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 九・五センチメートル

(ii) 接着剤として、フェノール樹脂等以外のものを使用する場合（構造用集成材を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上の場合）に限り、直交集成板を使用する場合にあつてはラミナの厚さが二十一ミリメートル以上で、かつ、加熱面の表面から八・五センチメートルの部分を除かれたときに、互いに接着された平行層と直交層が存在する場合に限る。） 十一・五センチメートル

(2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の非耐力壁

(i) 九十分間準耐火構造

- (ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の非耐力壁（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造
- ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(削る)

(1) 前号ロ(1)に該当する構造であるもの

(2) イ(1)又は(2)のいずれかに該当する構造であるもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱

（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の非耐力壁（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

(新設)

(新設)

ロ 木造建築物の非耐力壁（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) 前号ロ(2)に該当する構造であるもの

(3) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

三 柱 次に掲げる基準

イ 木造建築物の柱（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用するものであり、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該柱を接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱

に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百九十二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第十項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) (略)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 九十分間準耐火構造

(ii) (略)

ロ (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該柱を有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第九百九十二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第九百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(f)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(イ)又は(ロ)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) (略)

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造（二時間通常の火災による火熱が加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものに限る。第五号イ(2)(i)において同じ。）

(ii) (略)

ロ (略)

四 床 次に掲げる基準

イ 木造建築物の床（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあっては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十

(i) 九十分間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の床（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(削る)

(1) (略)

(2) (i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であるもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ

五分間以上である建築物の床（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

(新設)

(新設)

ロ 木造建築物の床（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造であるもの

(2) (略)

(3) (i)又は(ii)に掲げる基準に適合するもの

五 はり 次に掲げる基準

イ 木造建築物のはり（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材又は構造用単板積層材を使用し、かつ、次に掲げる基準に適合する構造であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(i) (略)

(ii) 当該はりを接合する継手又は仕口が、昭和六十二年建設省告示第九百一号に定める基準に従つて、通常の火災時の加熱に対して耐力の低下を有効に防止することができる構造であること。この場合において、同告示第一号イ中「二・五セ

ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第十項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(1)(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 九十分間準耐火構造

(ii) (略)

ロ (略)

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める値以上であるほ

ンチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(1)(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iii) 当該はりを有する建築物全体が、昭和六十二年建設省告示第千九百二号に定める基準に従った構造計算によつて通常の火災により容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造であること。この場合において、同告示第二号イ中「二・五センチメートル」とあるのは「令和元年国土交通省告示第百九十三号第一第八項第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(1)(ii)に定める値」と読み替えるものとする。

(iv) 主要構造部であるはりのうち木材で造られた部分の表面（木材その他の材料で防火上有効に被覆された部分を除く。）から内側に、第一号イ(1)(i)-(1)(1)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(1)(ii)に掲げる値の部分が除かれたときの残りの断面の小径が、二十センチメートル以上であること。

(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 耐火構造

(ii) (略)

ロ (略)

六 軒裏 次に掲げる基準

イ 木造建築物の軒裏（その全部又は一部に木材を用いたものでその全部又は一部に防火被覆を設けていないものに限る。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる基準に適合すること。

(1) 構造用集成材、構造用単板積層材又は直交集成板を使用するものであり、かつ、当該軒裏の厚さが第二号イ(1)(i)又は(1)(ii)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(i)又は(ii)に定める値以上

か、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
(2) 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造であること。

(i) 九十分間準耐火構造

(ii) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。
(削る)

(1) イ(2)(i)又は(ii)のいずれかに該当する構造であるもの

(2) 防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のものに限る。）を設けたもの

11 第三項及び第六項の「九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

- 一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後九十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

であるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(2) 通常火災終了時間が七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が七十五分間以上である建築物の軒裏（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法を用いる構造であること。

(新設)
(新設)

ロ 木造建築物の軒裏（イに規定するものを除く。）にあつては、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであるほか、取合い等の部分が炎侵入防止構造であること。

(1) 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造であるもの

(2) イ(2)に掲げる基準に適合するもの

(3) 第三号ロ(2)に該当するもの

(新設)

二 厚さ三十ミリメートル以上の繊維強化セメント板で造られた防火設備

三 平成十二年建設省告示第千三百六十九号に規定する特定防火設備のうち、骨組を鉄材若しくは鋼材で造り、両面にそれぞれ厚さが一ミリメートル以上の鉄板若しくは鋼板を張つたもの又は鉄材若しくは鋼材で造られたもので、鉄板若しくは鋼板の厚さが一・八ミリメートル以上のもの

四 枠を鉄材又は鋼材（日本産業規格（以下「JIS」という。）G四三〇四に規定するSU S四三〇に適合するものに限る。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備
イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする事
(1) はめごろし戸

(2) 片引き戸（はめごろし戸の部分（以下「固定部」という。）及び可動する戸の部分（以下「可動部」という。）及び固定部以外の枠により構成される戸をいう。以下同じ。）であつて、次の(i)又は(ii)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める基準に適合するもの
(i) 固定部 幅が、屋内にあつては千三十五ミリメートル、屋外にあつては千六十ミリメートルであり、かつ、高さが千百十六ミリメートル以上二千二百三十二ミリメートル以下であること。

(ii) 可動部 幅が千八十九ミリメートル以上千百ミリメートル以下であり、かつ、高さが九百二十四ミリメートル以上二千四十ミリメートル以下であること。

ロ 枠（枠の内部にレールを設ける場合にあつては、当該レールに係る部分を除く。）の内部がモルタルで埋められたものとする事。

ハ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度

から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇五であるものに限る。以下同じ。）により構成されたものに限る。第十二項第六号ロにおいて同じ。）が用いられたものであること。

ニ 次の(1)又は(2)に掲げる戸の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめぐろし戸 幅が千二十五ミリメートルで高さが二千五百ミリメートルであるもの

(2) 片引き戸 幅が二千九十五ミリメートルで高さが千百十六ミリメートル以上二千二百三十二ミリメートル以下であるもの

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框（はめぐろし戸にあつては枠。以下同じ。）に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが一・二ミリメートル以上の取付部材（ガラスを枠又は框に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。）により枠又は框に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠又は框に三百ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(3) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又は繊維強化セメント板で造られたものに限る。次項及び第十四項において同じ。）を設置すること。

(4) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ（以下「かかり代長さ」という。）をガラスの上端部にあつては二十ミリメートル以上とし、ガラスの上端部以外にあつては十三ミリメートル以上すること。

へ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたつて設置すること。

(1) シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコン製である

ものに限る。)

(2) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。)

ト 片引き戸にあつては、火災時において上枠の内部が脱落しないよう、加熱膨張材を上枠に設置すること。

12|| 第一項、第三項及び第六項の「七十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

一|| 九十分間防火設備

二|| 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後七十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第八十条の三第一号又は令第九十条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

三|| 五|| (略)

六|| 枠を鉄材又は鋼材(JIS G 4304に規定するSUS 430)に適合するものに限る。)で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ はめごろし戸又は片開き戸(枠の内部がモルタルで埋められたものに限る。)であること。

ロ 複層ガラスが用いられたものであること。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる戸の種類に応じ、当該(1)又は(2)に定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめごろし戸 幅が四百七十四ミリメートル以上千二百七十四ミリメートル以下で、高さが四百六十七ミリメートル以上二千四百六十七ミリメートル以下であるもの

(2) 片開き戸 幅が四百九十ミリメートル以上九百八十ミリメートル以下で、高さが四百八十七ミリメートル以上二千百八十七ミリメートル以下であるもの

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが一・二ミリメートル

9|| 第一項及び第三項の「七十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

(新設)

一|| 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後七十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

二|| 四|| (略)

(新設)

以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を鋼材で造られたねじ、ボルト、リベットその他これらに類するものにより枠又は框に三百ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(3) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

(4) かかり代長さをガラスの上端部にあつては二十ミリメートル以上とし、ガラスの上端部以外にあつては十三ミリメートル以上すること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付

部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたつて設置すること。

(1) シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

へ 片開き戸にあつては、火災時において枠と框との間に隙間が生じないように、拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

13| 第三項及び第六項の「四十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

一 特定防火設備

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第八十条の三第一号又は令第九十九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

三 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ はめごろし戸であること。

ロ ガラスブロック（幅及び高さが百四十五ミリメートル以上百九十ミリメートル以下で奥行きが九十五ミリメートルのものに限る。以下この号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ 幅が千七百五十ミリメートル以下で高さが二千五百五十ミリメ

（新設）

トトル以下である開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスブロックが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスブロックが枠に取り付けられたものであること。

(1) 積みモルタル（ガラスブロック間に充填されるモルタルをいう。以下同じ。）及び目地仕上げ材（ガラスブロック間の目地に充填される材をいう。以下同じ。）はセメントモルタルとし、力骨は鋼製とする。

(2) 積みモルタルの枠に含まれる部分の長さを十ミリメートル以上とすること。

四 枠をアルミニウム合金材（厚さ一・六五ミリメートル以上のものに限る。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ はめぐろし戸であること。

ロ ガラスブロック（幅及び高さが百四十五ミリメートル以上百九十ミリメートル以下で奥行きが九十五ミリメートルのものに限る。以下この号において同じ。）が用いられたものであること。

ハ 幅が千九百七十ミリメートル以下で高さが二千九百七十ミリメートル以下である開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスブロックが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスブロックが枠に取り付けられたものであること。

(1) 積みモルタル及び目地仕上げ材はセメントモルタルとし、力骨は鋼製とすること。

(2) 積みモルタルの枠に含まれる部分の長さを十ミリメートル以上とすること。

五 枠及び框を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

-
- (1) はめごろし戸（枠の見付寸法が三十五ミリメートル以上であつて、見込寸法が百二十ミリメートル以上であるものに限る。）
 - (2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸（いずれも枠の見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては二十二ミリメートル以上であつて、見込寸法が百二十ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が、屋内側にあつては三十一ミリメートル以上、屋外側にあつては六十九ミリメートル以上であつて、見込寸法が百六十一ミリメートル以上であるものに限る。）
 - (3) 片引き戸であつて、次に掲げる基準に適合するもの
 - (i) 次の(一)又は(二)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める基準に適合すること。
 - (一) 固定部 幅が三百四十八ミリメートルであり、かつ、高さが九百二ミリメートルであること。
 - (二) 可動部 幅が九百四十八ミリメートルであり、かつ、高さが八百ミリメートルであること。
 - (ii) 固定部の枠が、次の(一)から(三)までに掲げる枠の区分に応じ、当該(一)から(三)までに掲げる基準に適合するものであること。
 - (一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百十四ミリメートル以上であること。
 - (二) (一)以外のたて枠 見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。
 - (三) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては九十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上
-

であること。

(iii) 固定部以外の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであつて、その屋外側の面が鋼材(厚さ〇・三ミリメートル以上のものに限る。)で被覆されているものであること。

(一) たて枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては百十四ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(二) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては八十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(iv) 可動部の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百二十ミリメートル以上であること。

(二) (一)以外のたて枠並びに上枠及び下枠 見付寸法が四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百二十ミリメートル以上であること。

ロ 複層ガラス(耐熱結晶化ガラスにより構成されたものであつて、当該耐熱結晶化ガラスのうちいずれかのガラスの垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。)が用いられたものであること。

ハ 次の(1)から(4)までに掲げる戸の種類に応じ、当該(1)から(4)までに定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) はめごろし戸 幅が三百十六ミリメートル以上千三百十六ミリメートル以下で、高さが三百十六ミリメートル以上二千五百十六ミリメートル以下であるもの

-
- (2) 縦すべり出し戸 幅が四百三十八ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下で、高さが六百九十ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下であるもの
- (3) 横すべり出し戸 幅が六百九十ミリメートル以上千七百三十八ミリメートル以下で、高さが四百三十八ミリメートル以上八百三十八ミリメートル以下であるもの
- (4) 片引き戸 幅が千二百六十二ミリメートルで、高さが九百二十ミリメートルであるもの
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框に取り付けられたものであること。
- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが〇・五ミリメートル以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。
- (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。
- (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十四ミリメートル以上のねじにより枠又は框に百八十八ミリメートル以下の間隔で固定すること。
- (4) ガラスの下にセッティングブロック（繊維強化セメント板で造られたもの）に限り、下端部の全幅に渡って設けること。）を設置すること。
- (5) かかり代長さは、十三ミリメートル以上とすること。
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの下端部以外の全周にわたって設置すること。
- (i) シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）
- (ii) 加熱膨張材
- (2) 縦すべり出し戸、横すべり出し戸又は片引き戸にあつては、ガラスの框に含まれる部分の長さを十六ミリメートル以上とすること。
-

へ 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸にあつては、火災時において枠と枠との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
- (2) 拘束金具及び支持金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

ト 片引き戸にあつては、火災時において枠と枠との間に隙間が生じないように、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 加熱膨張材を枠及び框の全周にわたって設置すること。
- (2) 拘束金具を鋼材で造り、枠及び框に堅固に取り付けること。

六 令第百十四条第五項において読み替えて準用する令第百十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

14|| 第六項の「三十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

- 一 四十五分間防火設備
- 二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備
- 三 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが一〇ミリメートル以上のもの（耐熱結晶化ガラスを用いたものを含む。）。
- 四 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備
- イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。
- ロ はめぐろし戸であること。
- ハ 幅が千ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

（新設）

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材により枠又は壁に堅固に取り付けること。

(2) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(3) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

(4) かかり代長さを七ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）

(2) 加熱膨張材

五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ はめごろし戸であること。

ロ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さ十一ミリメートル以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが三ミリメートル以上であるものに限る。）並びに中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが一・四ミリメートル以上であるものに限る。）及びポリビニルブチラール（厚さが〇・三八プラスマイナス〇・〇八ミリメートルであるものに限る。）により構成されるものに限る。）並びに低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。）が用いられたものであること。

ハ 幅が七百七十七ミリメートル以上千七十七ミリメートル以下で高さが七百七十七ミリメートル以上二千七十七ミリメートル以下である開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によ

りガラスが枠に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。

(2) ガラスの下にセッティングブロックを設置すること。

(3) かかり代長さを十三ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付

部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(1) シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限り。）

(2) 加熱膨張材

第二 令第九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第九条の五第二号に掲げる基準に適合する法第二十一条第一項に規定する建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

（防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十三条 防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備（同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。）の構造方法は、次に定めるものとする。

一 特定主要構造部は、耐火構造又は令第八八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。

二（略）

第二 令第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法

イ〜ハ（略）

二 次の表二の（一）から（三）までに掲げる建築物のうち延べ面積が五百平方メートル（同表の（二）に掲げる建築物にあつては、百平方メートル）を超えるものにあつては、床面積の合計五百平方メートル（同表の（二）に掲げる建築物にあつては、百平方メートル）以内ごとく一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ、当該区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもので設けられ、又は消火上有効な措置が講じられていること。

ホ（略）

二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれがない用途に供する建築物 次のイ及びロに掲げる構造方法

改正前

第一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三百三十六条の二第一号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備（同号イに定める外壁開口部設備をいう。以下同じ。）の構造方法は、次に定めるものとする。

一 主要構造部は、耐火構造又は令第八八条の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすること。

二（略）

第二 令第三百三十六条の二第一号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する建築物 次の表二に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表に定める構造方法

イ〜ハ（略）

二 次の表二の（一）から（三）までに掲げる建築物のうち延べ面積が五百平方メートル（同表の（二）に掲げる建築物にあつては、百平方メートル）を超えるものにあつては、床面積の合計五百平方メートル（同表の（二）に掲げる建築物にあつては、百平方メートル）以内ごとく一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画され、かつ、当該区画された部分ごとにスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもので設けられていること。

ホ（略）

二 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれがない用途に供する建築物 次のイ及びロに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 外壁開口部設備は、二十分間防火設備（令第三百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備をいう。以下同じ。）とすること。

2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。

3 第一項第一号の「九十分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第九項に規定する九十分間準耐火構造をいう。

(削る)

(削る)

4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第十四項に規定する三十分間防火設備をいう。

イ (略)

ロ 外壁開口部設備は、二十分間防火設備（令第三百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備をいう。以下同じ。）とすること。

2 前項第一号の「七十五分間準耐火構造」とは、令和元年国土交通省告示第九十三号第一第八項に規定する七十五分間準耐火構造をいう。

3 第一項第一号の「九十分間準耐火構造」とは、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造をいう。

一 壁 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(5)までのいずれかに該当する構造

ロ 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（通常火災終了時間が九十分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十号第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物（特定避難時間が九十分間以上であるものに限る。次号ロにおいて同じ。）の壁（非耐力壁である外壁にあつては、延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

二 軒裏 次のイ又はロのいずれかに該当する構造

イ 平成二十七年国土交通省告示第二百五十号第二第一号イ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する構造

ロ 法第二十一条第一項の規定により令第九十九条の五第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物又は法第二十七条第一項の規定により令第一百十号第一号に掲げる基準に適合する建築物とした建築物の軒裏（延焼のおそれのある部分に限る。）の構造方法を用いる構造

4 第一項第一号の「三十分間防火設備」とは、次に掲げる防火設備（第二号又は第三号に掲げる防火設備にあつては、周囲の部分（当該防

(削る)

(削る)

(削る)

火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠又は他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りが設けられていることその他の閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物を当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。)をいう。

一 令第一百四十四条第五項において読み替えて準用する令第一百二十二条第二十一項に規定する構造方法を用いる防火設備又は同項の規定による認定を受けた防火設備

二 鉄材又は鋼材で造られた防火設備で、鉄板又は鋼板の厚さが一・〇ミリメートル以上のもの(耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇・〇〇〇・〇〇〇・〇〇五であるもの)に限る。次号イにおいて同じ。)を用いたものを含む。)

三 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイからホまでに掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ 耐熱結晶化ガラスを用いたものであること。

ロ はめごろし戸であること。

ハ 幅が千ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。

(i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。(ii)において同じ。))により枠に堅固に取り付けること。

(ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメー

第三 令第三百三十六条の二第二号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 次のイ又はロのいずれかに掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、準耐火構造又は令第九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する構造であること。

ロ 特定主要構造部は、耐火構造であること。

二 (略)

第四 令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 特定主要構造部は、令第八十条の四第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

トル以下の間隔で固定すること。

(iii) ガラスの下にセッティングブロック（鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。）を設置すること。

(iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さを七ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないように、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。

(i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの（シリコーン製であるものに限る。）

(ii) 加熱により膨張する部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。）

第三 令第三百三十六条の二第二号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 主要構造部は、準耐火構造又は令第九条の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する構造とすること。

(新設)

(新設)

二 (略)

第四 令第三百三十六条の二第二号ロに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 準防火地域内にある建築物のうち地階を除く階数が三で延べ面積が五百平方メートル以下のもの（第三号に掲げる建築物で同号に定める構造方法を用いるものを除く。） 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第八十条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) (略)

二 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 特定主要構造部は、令第八十八条の四第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) (略)

三 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ又はロに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 特定主要構造部は、令第八十八条の四第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) (略)

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 特定主要構造部は、令第八十八条の四第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ (略)

第五 令第三十六條の二第三号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 特定主要構造部は、令第八十八条の四第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ (略)

第八 (略)

(2) (略)

二 延べ面積が五十平方メートル以内の平家建ての附属建築物 次のイ又はロのいずれかに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第八十八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) (略)

三 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供する建築物 次のイ又はロに掲げる構造方法

イ (略)

ロ 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

(1) 主要構造部は、令第八十八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

(2) (略)

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、令第八十八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ (略)

第五 令第三十六條の二第三号イに掲げる基準に適合する建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法は、次の各号のいずれかに定めるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる基準に適合する構造とすること。

イ 主要構造部は、令第八十八条の三第一項第一号又は第二号に該当する構造であること。

ロ (略)

第八 (略)

2

第二第一項第二号ロ、第四第一号イ(9)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第五第一号ロ及び第二号ロ並びに第六の規定は、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。

2

第二第一項第二号ロ、第四第一号イ(10)及びロ(2)、第二号イ(2)及びロ(2)並びに第三号ロ(2)、第五第一号ロ及び第二号ロ並びに第六の規定は、法第八十六条の四各号のいずれかに該当する建築物の外壁開口部設備には適用しない。

（一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第二十四条 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 特定準耐火構造（通常火災終了時間が一時間以上である建築物の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が一時間以上である建築物の特定主要構造部（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）とすること。

ハ、ホ (略)

二、四 (略)

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ (略)

ロ 特定準耐火構造（通常火災終了時間が一時間以上である建築物の主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）又は特定避難時間が一時間以上である建築物の主要構造部（法第二十七条第一項に規定する構造方法を用いるもの又は同項の規定による認定を受けたものに限る。）の構造方法をいう。以下同じ。）とすること。

ハ、ホ (略)

二、四 (略)

（二十分間防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十五条 二十分間防火設備の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>建築基準法施行令第三百三十七条の十第一号ロ(4)に規定する二十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとして、<u>法第六十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備</u>とすること。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>建築基準法施行令(以下「令」という。)第三百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面(屋内に面するものに限る。)に火炎を出さないものとして、<u>法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備</u>とすること。</p>

（警報設備の構造方法及び設置方法を定める件の一部改正）

第二十六条 警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第二 令第一百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、当該各号に定める規定に適合するように設置するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる警報設備の感知器は、避難上支障がない部分を有する建築物にあっては、当該部分に設置ないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第二 令第一百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するように設置するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p>

（建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件の一部改正）

第二十七条 建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件（令和二年国土交通省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法（以下「法」という。）第二条第六号ロに規定する建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める建築物の部分以外の部分とする。

一 隣地境界線等（法第二条第六号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。）が同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線であつて、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（以下単に「他の建築物」という。）が特定主要構造部が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条各号、同令第七十七条の二各号、同令第八十条の四第一項第一号イ及びロ若しくは同令第九号の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合 次のいずれにも該当する建築物の部分

イ・ロ（略）
二（略）

改正前

建築基準法（以下「法」という。）第二条第六号ロに規定する建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める建築物の部分以外の部分とする。

一 隣地境界線等（法第二条第六号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。）が同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線であつて、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（以下単に「他の建築物」という。）が主要構造部が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七十七条各号、同令第七十七条の二各号、同令第八十条の三第一項第一号イ及びロ若しくは同令第九号の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第三十六条の二第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合 次のいずれにも該当する建築物の部分

イ・ロ（略）
二（略）

（十分間防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第二十八条 十分間防火設備の構造方法を定める件（令和二年国土交通省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令第百十二条第十二項ただし書に規定する十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。</p> <p>三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令第百十二条第十二項ただし書に規定する十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。</p> <p>三 (略)</p>

(主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件の一部改正)
正)

第二十九条 主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件
(令和二年国土交通省告示第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) （略）

(2) 当該居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設け、又は消火上有効な措置が講じられている室以外の室（令第百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられているものであること。

ロ〜へ （略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) （略）

(2) 当該居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令第百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

ロ〜へ （略）

（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件の一部改正）

第三十条 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにすることを要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件（令和二年国土交通省告示第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十八条の五第七項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次の各号のいずれかに該当するもの（第一号又は第二号に該当するものにあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第一百五十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等を行い、通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供するもの並びに令第二百二十八条の三の二に規定する居室、令第二百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び内装の制限を受ける調理室等（同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一 次のイ及びロに掲げる基準に適合する居室（当該居室以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備（当該居室にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、又は消火上有効な措置が講じられている場合にあつては、令百十二条第十二項に規定する十分間防火設備）で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。）

イ・ロ（略）

二 次のイ及びロに掲げる基準に適合する建築物の部分（避難階又は避難階の直上階にある部分であつて、令百十条の五に規定する基準に従つて警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の部分であり、かつ、屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。）（当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものに限る。）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十八条の五第七項に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次の各号のいずれかに該当するもの（第一号又は第二号に該当するものにあつては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第一百五十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等を行い、通所のみにより利用されるものを除く。）の用途に供するもの並びに令第二百二十八条の三の二に規定する居室、令第二百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。）とする。

一 次のイ及びロに掲げる基準に適合する居室（当該居室以外の部分と間仕切壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備（当該居室にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあつては、令百十二条第十二項に規定する十分間防火設備）で同条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。）

イ・ロ（略）

二 次のイ及びロに掲げる基準に適合する建築物の部分（避難階又は避難階の直上階にある部分であつて、令百十条の五に規定する基準に従つて警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の部分であり、かつ、屋外への出口等（屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいい、当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものに限る。）

イ (略)

ロ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設け、又は消火上有効な措置が講じられていること。

三 階数が二以下で、かつ、延べ面積が五百平方メートル以下の建築物

（令第一百十条の五に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの）に限り、平成十二年建設省告示第四百三十六号第四号口に規定する特定配慮特殊建築物を除く。）の部分（内装の制限を受ける調理室等を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ 屋外への出口等（当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。）その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものとする。

ロ 前号口に掲げる基準に適合すること。

四 スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられている建築物の部分（天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料としたもの）に限り、

令第百二十八条の三の二に規定する居室、令第百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び内装の制限を受ける調理室等を除く。）

五 スプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている建築物の部分であつて、かつ、令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けたもの

イ (略)

ロ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けていること。

(新設)

三 スプリンクラー設備等を設けた建築物の部分（天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料としたもの）に限り、令第百二十八条の三の二に規定する居室、令第百二十八条の四第一項第二号又は第三号に掲げる特殊建築物の部分及び同条第四項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。）

四 スプリンクラー設備等及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分

(区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正)

第三十一条 区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件(令和二年国土交通省告示第五百九号)の一部を次のように改正する。

第一号中「第二百二十八条の六第三項第一号」を「第二百二十八条の七第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二百二十八条の六第二項」を「第二百二十八条の七第二項」に改め、第二号中「第二百二十八条の六第三項第一号ロ」を「第二百二十八条の七第三項第一号ロ」に改め、第三号中「第二百二十八条の六第三項第一号ニ」を「第二百二十八条の七第三項第一号ニ」に改め、第四号中「第二百二十八条の六第三項第一号ホ」を「第二百二十八条の七第三項第一号ホ」に改める。

(火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正)

第三十二条 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件(令和三年国土交通省告示第四百七十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「第二百二十八条の六第三項第二号」を「第二百二十八条の七第三項第二号」に改め、同号ロ中「第二百二十八条の六第二項」を「第二百二十八条の七第二項」に改め、第二号中「第二百二十八条の六第三項第二号イ」を「第二百二十八条の七第三項第二号イ」に改め、第三号中「第二百二十八条の

六第三項第二号ロ」を「第二百二十八条の七第三項第二号ロ」に改め、第四号中「第二百二十八条の六第三項第二号」を「第二百二十八条の七第三項第二号」に改め、第五号中「第二百二十八条の六第三項第二号ハ」を「第二百二十八条の七第三項第二号ハ」に改め、同号イの表中「設けられている」を「設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている」に改め、第六号中「第二百二十八条の六第三項第二号ニ」を「第二百二十八条の七第三項第二号ニ」に改める。

（火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件の一部改正）

第三十三条 火災により生じた煙又はガスの高さに基づく階避難安全検証法に関する算出方法を定める件（令和三年国土交通省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四号イの表中「設けられた」を「設けられ、又は消火上有効な措置が講じられた」に改め、第五号イの表中「にスプリンクラー設備等が設けられている」を「にスプリンクラー設備等が設けられ、又は消火上有効な措置が講じられている」に改める。

（直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第一百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件の一部改正）

第三十四条 直通階段の一に至る歩行距離に関し建築基準法施行令第一百十六条の二第一項第一号に該

当する窓その他の開口部を有する居室と同等の規制を受けるものとして避難上支障がない居室の基準を定める件（令和五年国土交通省告示第二百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十条第一項の表の（一）の項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）<u>、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設け、又は消火上有効な措置が講じられた室以外の室（令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設け、又は消火上有効な措置が講じられたものであること。</u></p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十条第一項の表の（一）の項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）<u>、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令第二百二十八条の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。</u></p> <p>三〇五 （略）</p>

附 則

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。